

韓国 民法（第4編 親族・第5編 相続）

（注）

- ・2021年5月31日現在のものです。
- ・翻訳の正確性を担保するものではありませんので、ご留意下さい。
- ・以下の用語は、原文を以下の各日本語に、翻訳しています。

| （原文） | （翻訳） |
|------|------|
| 法院 | →裁判所 |
| 親生子 | →嫡出子 |
| 親生 | →嫡出 |

第4編 親族

第1章 総則

（親族の定義）

第767条 配偶者、血族及び姻戚を親族とする。

（血族の定義）

第768条 自己の直系尊属及び直系卑属を直系血族とし、自己の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の直系卑属、直系尊属の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の直系卑属を傍系血族とする。（1990. 1. 13 改正）

（姻戚の系源）

第769条 血族の配偶者、配偶者の血族、配偶者の血族の配偶者を姻戚とする。（1990. 1. 13 改正）

（血族の親等の計算）

第770条 直系血族は、自己から直系尊属にさかのぼり、自己から直系卑属に下り、その世数を定める。

② 傍系血族は、自己から同源の直系尊属にさかのぼる世数とその同源の直系尊属からその直系卑属に下る世数を通算し、その親等を定める。

（姻戚の親等の計算）

第771条 姻戚は、配偶者の血族に対しては、配偶者のその血族に対する親等に従い、血族の配偶者に対しては、その血族に対する親等に従う。（1990. 1. 13 改正）

（養子と親系との親等）

第772条 養子と養父母及びその血族、姻戚との間の親系と親等は、養子縁組したときから婚姻中の出生子と同一なものとみなす。

② 養子と配偶者、直系卑属とその配偶者は、前項の養子の親系を基準として親等を定める。

第773条 削除

第774条 削除

（姻戚関係等の消滅）

第 775 条 姻戚関係は、婚姻の取消又は離婚により終了する。

② 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が再婚したときも、第 1 項と同様である。(1990. 1. 13 改正)

(養子縁組による親族関係の消滅)

第 776 条 養子縁組による親族関係は、養子縁組の取消、又は養子離縁により終了する。

(親族の範囲)

第 777 条 親族関係による法律上の効力は、本法又は他の法律に特別な規定がない限り、次の各号に該当するものに及ぶ。

- 一 八親等以内の血族
- 二 四親等以内の姻戚
- 三 配偶者

(1990. 1. 13 改正)

第 2 章 家族の範囲と子の姓と本

第 778 条 削除

(家族の範囲)

第 779 条 次の者を家族とする。

- 一 配偶者、直系血族、および兄弟姉妹
- 二 直系血族の配偶者、配偶者の直系血族、及び配偶者の兄弟姉妹

③ 第 1 項第 2 号の場合は、生計を共にする場合に限る。(2005. 3. 31 改正)

第 780 条 削除

(子の姓と本)

第 781 条 子は、父の姓と本を継ぐ。ただし、父母が婚姻の届出をする際に、母の姓と本を継ぐものと協議した場合には、母の姓と本を継ぐ。

② 父が外国人である場合には、子は母の姓と本を継ぐことができる。

③ 父の知れない子は、母の姓と本を継ぐ。

④ 父母の知れない子は、裁判所の許可を得て、姓と本を創設する。ただし、姓と本を創設した後、父又は母が分かったときは、父又は母の姓と本を継ぐ。

⑤ 婚姻外の子が認知されたときは、子は父母の協議により従前の姓と本を引き続き使用することができる。ただし、父母が協議することができない場合、又は協議が成立しなかった場合には、子は裁判所の許可を得て、従前の姓と本を引き続き使用することができる。

⑥ 子の福利のために子の姓と本を変更する必要があるときは、父、母又は子の請求により、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。ただし、子が未成年者であり、かつ、法定代理人が請求することができない場合には、第 777 条の規定による親族又は検事が請求することができる。(2005. 3. 31 全文改正)

第 782 条 削除

第 783 条 削除

第 784 条 削除

第 785 条 削除

第 786 条 削除

第 787 条 削除

第 788 条 削除

第 789 条 削除

第 790 条 削除

第 791 条 削除

第 792 条 削除

第 793 条 削除

第 794 条 削除

第 795 条 削除

第 796 条 削除

第 797 条 削除

第 798 条 削除

第 799 条 削除

第 3 章 婚姻

第 1 節 婚約

(婚約の自由)

第 800 条 成年に達した者は、自由に婚約することができる。

(婚約年齢)

第 801 条 満 18 歳になった者は、父母又は未成年後見人の同意を得て婚約することができる。この場合には、第 808 条の規定を準用する。(2011. 3. 7 改正)

(成年後見と婚約)

第 802 条 被成年後見人は、父母又は成年後見人の同意を得て、婚約することができる。この場合には、第 808 条を準用する。(2011. 3. 7 改正)

(婚約の強制履行禁止)

第 803 条 婚約は、強制履行を請求することができない。

(婚約解除の事由)

第 804 条 当事者の一方に次のいずれか一つに該当する事由がある場合には、相手方は婚約を解除することができる。

- 一 婚約後、資格停止以上の刑を宣告された場合
- 二 婚約後、成年後見開始又は限定後見開始の宣告を受けた場合
- 三 性病、不治の精神病その他不治の病疾がある場合
- 四 婚約後、他人と婚約又は婚姻をした場合
- 五 婚約後、他人と姦淫した場合
- 六 婚約後、1 年以上生死が不明な場合
- 七 正当な理由なく婚姻を拒絶するか又はその時期を遅らせる場合
- 八 その他重大な事由がある場合

(2011. 3. 7 改正)

(婚約解除の方法)

第 805 条 婚約の解除は、相手方に対する意思表示です。ただし、相手方に対し意思表示をすることができないときは、その解除の原因があることを知ったときに、解除されたものとみなす。

(婚約解除と損害賠償請求権)

第 806 条 婚約を解除したときは、当事者の一方は、過失ある相手方に対し、これによる損害の賠償を請求することができる。

② 前項の場合には、財産上の損害の外に、精神上的苦痛に対しても、損害賠償の責任がある。

③ 精神上的苦痛に対する賠償請求権は、譲渡又は承継することができない。ただし、当事者間に、既にその賠償に関する契約が成立した後、又は訴を提起した後には、この限りでない。

第 2 節 婚姻の成立

(婚姻適齢)

第 807 条 満 18 歳になった者は、婚姻することができる。(2007. 12. 21 改正)

(同意が必要な婚姻)

第 808 条 未成年者が婚姻をする場合には、父母の同意を得なければならず、父母のうち一方が同意権を行使できないときには、他の一方の同意を得なければならず、父母が双方とも同意権を行使できないときには、未成年後見人の同意を得なければならない。

② 被成年後見人は、父母又は成年後見人の同意を得て、婚姻することができる。

(2011.3.7 改正)

(近親婚等の禁止)

第 809 条 八親等以内の血族(親養子の縁組前の血族を含む)の間では婚姻することができない。

② 六親等以内の血族の配偶者、配偶者の六親等以内の血族、配偶者の四親等以内の血族の配偶者である姻戚である者、又はこのような姻戚であった者の間では婚姻することができない。

③ 六親等以内の養父母系の血族であった者と四親等以内の養父母系の姻戚であった者の間では婚姻することができない。

(2005. 3. 31 改正)

(重婚の禁止)

第 810 条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第 811 条 削除

(婚姻の成立)

第 812 条 婚姻は、家族関係の登録等に関する法律に定めるところにより、届出することによって、その効力を生ずる。(2007. 5. 17 改正)

③ 前項の届出は、当事者双方及び成年者である証人二人の連署した書面でしなければならない。

(婚姻届出の審査)

第 813 条 婚姻の届出は、その婚姻が第 807 条乃至第 810 条及び第 812 条第 2 項の規定その他法令に違反しない場合には、これを受理しなければならない。(2005. 3. 31 改正)

(外国での婚姻届出)

第 814 条 外国にある本国民間の婚姻は、その外国に駐在する大使、公使又は領事に届出をすることができる。

② 前項の届出を受理した大使、公使、又は領事は、遅滞なくその届出書類を、本国の登録基準地を管轄する家族関係登録官署に送付しなければならない。(2005. 3. 31 改正)

第 3 節 婚姻の無効と取消

(婚姻の無効)

第 815 条 婚姻は、次の各号の一の場合には、無効とする。

- 一 当事者間に、婚姻の合意がない場合
- 二 婚姻が第 809 条第 1 項の規定に違反する場合
- 三 当事者間に直系姻戚関係があるか、又はあった場合
- 四 当事者間に養父母系の直系血族関係があった場合

(2005. 3. 31 改正)

(婚姻取消の事由)

第 816 条 婚姻は、次の各号の一の場合には、裁判所にその取消を請求することができる。

一 婚姻が、第 807 条乃至第 809 条(第 815 条の規定により、婚姻の無効事由に該当する場合を除く。以下、第 817 条及び第 820 条においても同様である)又は第 810 条の規定に違反した場合

二 婚姻当時、当事者の一方に夫婦生活を継続することのできない悪疾その他重大な事由があることを知らなかった場合

三 詐欺又は強迫により、婚姻の意思表示をした場合

(2005. 3. 31 改正)

(年齢違反婚姻等の取消請求権者)

第 817 条 婚姻が、第 807 条、第 808 条の規定に違反する場合、当事者又はその法定代理人がその取消を請求ことができ、第 809 条の規定に違反した場合、当事者、その直系尊属、又は四親等以内の傍系血族がその取消を請求することができる。(2005. 3. 31 改正)

(重婚の取消請求権者)

第 818 条 当事者及びその配偶者、直系血族、四親等以内の傍系血族又は検事は、第 810 条に違反した婚姻の取消を請求することができる。(2012. 2. 10 改正)

(同意のない婚姻の取消請求権の消滅)

第 819 条 第 808 条の規定に違反した婚姻は、その当事者が 19 歳になった後又は成年後見終了の審判があった後 3 箇月が過ぎるか又は婚姻中に妊娠した場合には、その取消を請求することができない。(2011. 3. 7 改正)

(近親婚の取消請求権の消滅)

第 820 条 第 809 条の規定に違反した婚姻は、その当事者の中で婚姻中に懐胎した場合には、その取消を請求することができない。(2005. 3. 31 改正)

第 821 条 削除

(悪疾等の事由による婚姻取消請求権の消滅)

第 822 条 第 816 条第 2 号の規定に該当する事由のある婚姻は、相手方がその事由のあることを知った日から 6 箇月を経過したときは、その取消を請求することができない。

(詐欺、強迫による婚姻取消請求権の消滅)

第 823 条 詐欺又は強迫による婚姻は、詐欺を知った日又は強迫を免かれた日から 3 箇月を経過したときは、その取消を請求することができない。

(婚姻取消の効力)

第 824 条 婚姻の取消は、その効力を既往に遡らない。

(婚姻の取消と子の養育等)

第 824 条の 2 第 837 条及び第 837 条の 2 の規定は、婚姻の取消の場合の子の養育責任と面接交渉権につき、これを準用する。(2005. 3. 31 新設)

(婚姻取消と損害賠償請求権)

第 825 条 第 806 条の規定は、婚姻の無効又は取消の場合に準用する。

第 4 節 婚姻の効力

第 1 款 一般的効力

(夫婦間の義務)

第 826 条 夫婦は同居し、互に扶養・協助しなければならない。ただし、正当な理由で一時的に同居しない場合には、互に忍容しなければならない。

② 夫婦の同居場所は、夫婦の協議により定める。ただし、協議が調わないときは、当事者の請求により、家庭裁判所がこれを定める。(1990. 1. 13 改正)

(2005. 3. 31 第 3 項、第 4 項削除)

(成人擬制)

第 826 条の 2 未成年者が婚姻したときには成年者とみなす。(1977. 12. 31 新設)

(夫婦間の家事代理権)

第 827 条 夫婦は、日常の家事に関して、互に代理権がある。

② 前項の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第 828 条 削除

第2款 財産上の効力

(夫婦財産の契約とその変更)

第829条 夫婦が、婚姻成立前に、その財産に関し別に契約をしなかったときは、その財産関係は、本款中、次の各条に定めるところによる。

② 夫婦が婚姻成立前に、その財産に関し契約したときは、婚姻中これを変更することができない。ただし、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て変更することができる。

③ 前項の契約により、夫婦の一方が他の一方の財産を管理する場合において管理の失当により、その財産を危うくしたときは、他の一方は自己が管理すべき旨を裁判所に請求することができる。その財産が夫婦の共有であるときは、その分割を請求することができる。

④ 夫婦がその財産に関し、別に契約をしたときは、婚姻成立までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人又は第三者に対抗することができない。

⑤ 第2項、第3項の規定により又は契約により管理者を変更するとき、又は共有財産を分割したときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人、又は第三者に対抗することができない。

(特有財産と帰属不明財産)

第830条 夫婦の一方が、婚姻前から有する固有財産及び婚姻中に自己の名義で取得した財産は、その特有財産とする。

② 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、夫婦の共有と推定する。(1977.12.31改正)

(特有財産の管理等)

第831条 夫婦は、その特有財産を各自、管理、使用、収益する、

(家事による債務の連帯責任)

第832条 夫婦の一方が日常の家事に関し、第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによる債務に対し、連帯責任を負う。ただし、予め第三者に対し他の一方の責任を負わないことを明示したときは、この限りでない。

(生活費用)

第833条 夫婦の共同生活に必要な費用は、当事者間に特別な約定がないときは、夫婦が共同で負担する。(1990.1.13改正)

第5節 離婚

第1款 協議上の離婚

(協議上の離婚)

第834条 夫婦は、その協議により、離婚をすることができる。

(成年後見と協議上離婚)

第835条 被成年後見人の協議上離婚に関しては、第808条第2項を準用する。

(2011.3.7改正)

(離婚の成立と届出方式)

第836条 協議上の離婚は家庭裁判所の確認を受け家族関係の登録等に関する法律の定めるところにより届出をすることによって、その効力を生ずる。

② 前項の届出は、当事者双方及び成年者である証人二人の連署した書面でなければなら

ない。

(2007. 5. 17 改正)

(離婚の手続)

第 836 条の 2 協議上離婚をしようとする者は、家庭裁判所が提供する離婚に関する案内を受けなければならない。家庭裁判所は、必要な場合、当事者に相談に関して専門的な知識と経験をそなえた専門相談者の相談を受けることを勧告することができる。

② 家庭裁判所に離婚意思の確認を申請した当事者は、第 1 項の案内を受けた日から次の各号の期間が過ぎた後に離婚意思の確認を受けることができる。

一 養育すべき子(懐胎中である子を含む。以下、同条において同様である)がある場合には 3 箇月

二 第 1 号に該当しない場合には 1 箇月

③ 家庭裁判所は、暴力によって当事者の一方に耐えることができない苦痛が予想される等、離婚をしなければならない急迫な事情がある場合には、第 2 項の期間を短縮または免除することができる。

④ 養育すべき子がある場合、当事者は第 837 条による子の養育及び第 909 条第 4 項による子の親権者決定に関する協議者又は第 837 条及び第 909 条第 4 項による家庭裁判所の審判正本を提出しなければならない。

⑤ 家庭裁判所は当事者か協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならない。この場合、養育費負担調書の効力に対しては「家事訴訟法」第 41 条を準用する。

(2009. 5. 8 改正)

(離婚と子の養育責任)

第 837 条 当事者は、その子の養育に関する事項を、協議により定める。

② 第 1 項の協議は、次の事項を包含しなければならない。

一 養育者の決定

二 養育費用の負担

三 面接交渉権を行使するか否か及びその方法

③ 第 1 項による協議が子の福利に反する場合には、家庭裁判所は補正を命じ、又は職権によってその子の意思、年齢及び父母の財産状況、その他の事情を参酌して、養育に必要な事項を定める。

④ 養育に関する事項の協議が調わないとき又は協議することができないときには、家庭裁判所は職権によって又は当事者の請求によりこれに関して決定する。この場合、家庭裁判所は第 3 項の事情を参酌しなければならない。

⑤ 家庭裁判所は、子の福利のため必要であると認める場合には、父・母・子及び検事の請求または職権によって、子の養育に関する事項を変更又は他の適当な処分をすることができる。

⑥ 第 3 項ないし第 5 項までの規定は、養育に関する事項以外には父母の権利義務に変更をもたらさない。

(2007. 12. 21 改正)

(面接交渉権)

第 837 条の 2 子を直接養育しない父母の一方と子は、お互いに面接交渉できる権利を有する。

② 子を直接養育しない父母の一方の直系尊属は、その父母の一方が死亡し、又は病気、外国居住、その他の不可避な事情により子と面接交渉できない場合、子との面接交渉を請求することができる。この場合、家庭裁判所は子の意思、面接交渉を請求できる者と子の関係、請求

の動機、その他の事情を斟酌することができる。

③ 家庭裁判所は、子の福利のために必要である場合、当事者の請求又は職権により、面接交渉を制限又は排除することができる。

(2016. 12. 1 改正)

(詐欺、強迫による離婚の取消請求権)

第 838 条 詐欺又は強迫により、離婚の意思表示をした者は、その取消を家庭裁判所に請求することができる。

(準用規定)

第 839 条 第 823 条の規定は、協議上の離婚に準用する。

(財産分割請求権)

第 839 条の 2 協議上の離婚をした者の一方は、他の一方に対して財産分割を請求することができる。

② 第 1 項の財産分割に関する協議が調わないとき、又は協議することができない場合においては、家庭裁判所は当事者の請求により、当事者双方の協力による財産の額数及び事情を参酌の上、分割の額数及び方法を定める。

③ 第 1 項の財産分割請求権は、離婚の日から 2 年を経過することにより消滅する。

(1990. 1. 13 新設)

(財産分割請求権保全のための詐害行為取消権)

第 839 条の 3 夫婦の一方が他方の財産分割請求権行使を害することを知りながらも財産権を目的にする法律行為をしたときには、他方は第 406 条第 1 項を準用して、その取消及び原状回復を家庭裁判所に請求することができる。

② 第 1 項の訴は、第 406 条第 2 項の期間内に提起しなければならない。

(2007. 12. 21 新設)

第 2 款 裁判上の離婚

(裁判上の離婚原因)

第 840 条 夫婦の一方は、次の各号の事由がある場合には、家庭裁判所に離婚を請求することができる。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき
- 二 配偶者が悪意で他の一方を遺棄したとき
- 三 配偶者又はその直系尊属から著しく不当な待遇をうけたとき
- 四 自己の直系尊属が配偶者から著しく不当な待遇をうけたとき
- 五 配偶者の生死が 3 年以上明らかでなかったとき
- 六 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき

(不貞による離婚請求権の消滅)

第 841 条 前条第 1 号の事由は、他の一方が事前同意若しくは事後宥恕をしたとき、又はこれを知った日から 6 箇月、その事由があった日から 2 年を経過したときは、離婚を請求することができない。

(その他の原因による離婚請求権の消滅)

第 842 条 第 840 条第 6 号の事由は、他の一方がこれを知った日から 6 箇月、その事由がある日から 2 年を経過すれば、離婚を請求することができない。

(準用規定)

第 843 条 裁判上の離婚による損害賠償責任に関しては、第 806 条を準用し、裁判上の離婚による子の養育責任等に関しては第 837 条を準用し、裁判上の離婚による面接交渉権に関しては第 837 条の 2 を準用し、裁判上の離婚による財産分割請求権に関しては第 839 条の 2 を準用し、裁判上の離婚による財産分割請求権保全のための詐害行為取消権に関しては第 839 条の 3 を準用する。(2012. 2. 10 改正)

第 4 章 父母と子

第 1 節 嫡出子(嫡出子)

(夫の嫡出子の推定)

第 844 条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

② 婚姻成立の日から 200 日後以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

③ 婚姻関係終了の日から 300 日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

(2017. 10. 31 改正)

(裁判所による父の決定)

第 845 条 再婚をした女子が出産した場合、第 844 条の規定によってその子の父を定めることができないときには、裁判所が当事者の請求により、これを定める。(2005. 3. 31 改正)

(子の嫡出否認)

第 846 条 夫婦の一方は、第 844 条の場合において、その子が嫡出子であることを否認する訴を提起することができる。(2005. 3. 31 改正)

(嫡出否認の訴)

第 847 条 嫡出否認の訴は、夫又は妻が他の一方又は子を相手に、その事由があることを知った日から 2 年以内にこれを提起しなければならない。

② 第 1 項の場合において、相手になる者が全て死亡したときには、その死亡を知った日から 2 年以内に、検事を相手方とし、嫡出否認の訴を提起することができる。(2005. 3. 31 改正)

(成年後見と嫡出否認の訴)

第 848 条 夫又は妻が被成年後見人である場合には、その成年後見人が成年後見監督人の同意を得て、嫡出否認の訴を提起することができる。成年後見監督人がないか又は同意できないときには、家庭裁判所にその同意に代わる許可を請求することができる。

② 第 1 項の場合、後見人が嫡出否認の訴を提起しない場合には、被成年後見人は成年後見終了の審判があった日から 2 年以内に嫡出否認の訴を提起することができる。

(2011. 3. 7 改正)

(子死亡後の嫡出否認)

第 849 条 子が死亡した後でも、その直系卑属があるときに限りその母を相手方とし、母がなければ検事を相手方として、否認の訴を提起することができる。

(遺言による嫡出否認)

第 850 条 夫又は妻が遺言によって否認の意思を表示した場合、遺言執行者は嫡出否認の訴を提起しなければならない。(2005. 3. 31 改正)

(夫の子の出生前の死亡等と嫡出否認)

第 851 条 夫が子の出生前に死亡し、あるいは、夫又は妻が第 847 条第 1 項の期間内に死亡

した場合には、夫又は妻の直系尊属と直系卑属に限り、その死亡を知った日から2年以内に、嫡出否認の訴を提起することができる。(2005. 3. 31 改正)

(嫡出否認権の消滅)

第 852 条 子の出生後に嫡出子であることを承認した者は、再び嫡出否認の訴えを提起することはできない。(2005. 3. 31 改正)

第 853 条 削除

(詐欺、強迫による承認の取消)

第 854 条 第 852 条の承認が、詐欺又は強迫によるものである場合には、これを取り消すことができる。(2005. 3. 31 改正)

(嫡出否認の許可請求)

第 854 条の 2 母又は母の前夫は、第 844 条第 3 項の場合に、家庭裁判所に対し嫡出否認の許可を請求することができる。ただし、婚姻中の子として出生申告された場合には、この限りではない。

②第 1 項の請求がある場合、家庭裁判所は、血液採取による血液型検査等、科学的な方法による検査結果又は長期間の別居等、その他の事情を考慮して、許可の可否を決定する。

③第 854 条の 3 第 1 項又は第 2 項に基づく許可を受けた場合には、第 844 条第 1 項及び第 3 項の推定は及ばない。

(2017. 10. 31 新設)

(認知)

第 855 条 婚姻外の出生子は、その生父又は生母がこれを認知することができる。父母の婚姻が無効であるときは、出生子は婚姻外の出生子とみなす。

② 婚姻外の出生子は、その父母が婚姻したときは、そのときから婚姻中の出生子とみなす。

(認知の許可請求)

第 855 条の 2 生父は、第 844 条第 3 項の場合に家庭裁判所の認知許可を請求することができる。ただし、婚姻中の子として出生申告された場合には、この限りではない。

② 第 1 項の請求があった場合に、家庭裁判所は血液採取による血液型検査、遺伝子の検査等、科学的方法による検査結果又は長期間の別居等、その他の事情を考慮して許可の可否を定める。

③ 第 1 項又は第 2 項に基づく許可を受けた生父が「家族関係の登録等に関する法律」第 57 条第 1 項に基づく申告を行う場合には、第 844 条第 1 項及び 3 項の推定は及ばない。

(2017. 10. 31 新設)

(被成年後見人の認知)

第 856 条 父が被成年後見人である場合には、成年後見人の同意を得て、認知することができる。

(2011. 3. 7 改正)

(死亡した子の認知)

第 857 条 子が死亡した後でも、その直系卑属があるときは、これを認知することができる。

(懐胎中の子の認知)

第 858 条 父は懐胎中にある子に対しても、これを認知することができる。

(認知の効力発生)

第 859 条 認知は、家族関係の登録等に関する法律の定めるところにより、届出によってその効力を生ずる。

② 認知は、遺言によっても、これを行うことができる。この場合には、遺言執行者がこれを届け出なければならない。

(2007.5.17 第 1 項改正)

(認知の遡及効)

第 860 条 認知は、その子の出生の時にさかのぼって効力を生ずる。ただし、第三者の取得した権利を害することができない。

(認知の取消)

第 861 条 詐欺、強迫、又は重大な錯誤によって認知をした場合には、詐欺や錯誤を知った日又は強迫から免れた日から 6 箇月内に、家庭裁判所にその取消を請求することができる。

(2005.3.31 改正)

(認知に対する異議の訴)

第 862 条 子その他、利害関係人は、認知の届出があることを知った日から 1 年以内に、認知に対する異議の訴を提起することができる。

(認知請求の訴)

第 863 条 子、その直系卑属、又はその法定代理人は、父又は母を相手に、認知請求の訴を提起することができる。

(父母の死亡と認知請求の訴)

第 864 条 第 862 条及び第 863 条の場合において、父又は母が死亡したときには、その死亡を知った日から 2 年以内に、検事を相手方として、認知に対する異議又は認知請求の訴を提起することができる。(2005.3.31 改正)

(認知と子の養育責任等)

第 864 条の 2 第 837 条及び第 837 条の 2 の規定は、子が認知された場合における子の養育責任と面接交渉権に関し、これを準用する。(2005.3.31 新設)

(他の事由を原因とした親子関係存否確認の訴)

第 865 条 第 845 条、第 846 条、第 848 条、第 850 条、第 851 条、第 862 条及び第 863 条の規定により、訴を提起することができる者は、他の事由を原因として、親子関係存否の確認の訴を提起することができる。

② 第 1 項の場合において、当事者の一方が死亡したときには、その死亡を知った日から 2 年以内に、検事を相手方として訴を提起することができる。(2005.3.31 第 2 項改正)

第 2 節 養子

第 1 款 養子縁組の要件と効力

(養子縁組をする能力)

第 866 条 成年に達した者は、養子縁組をすることができる。(2012.2.10 改正)

(未成年者の養子縁組に対する家庭裁判所の許可)

第 867 条 未成年者を養子縁組しようとする者は、家庭裁判所の許可を得なければならない

い。

② 家庭裁判所は養子となるべき未成年者の福利のために、その養育状況、養子縁組の動機、養父母の養育能力、その他の事情を考慮して、第 1 項による養子縁組の許可をしないこともできる。

(2012.2.10 新設)

第 868 条 削除

(養子縁組の意思表示)

第 869 条 養子となる者が 13 歳以上の未成年者である場合には、法定代理人の同意を得て、養子縁組を承諾する。

② 養子となるべき者が 13 歳未満である場合には、法定代理人がこれに代わり縁組を承諾する。

③ 家庭裁判所は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第 1 項による同意又は第 2 項による承諾がなくとも、第 867 条第 1 項による養子縁組の許可をすることができる。

1 法定代理人が正当な理由なしに同意又は承諾を拒否する場合。ただし、法定代理人が親権者である場合には、第 870 条 2 項の事由がなければならない。

2 法定代理人の所在が知れない等の事由で、同意又は承諾を得ることができない場合

④ 第 3 項第 1 号の場合、家庭裁判所は法定代理人を尋問しなければならない。

⑤ 第 1 項による同意又は第 2 項による承諾は、第 867 条第 1 項による養子縁組の許可がある前までに撤回することができる。

(2011.3.7 改正)

(未成年者養子縁組に対する父母の同意)

第 870 条 養子となるべき未成年者は、父母の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれか 1 つに該当する場合には、この限りでない。

1 父母が第 869 条第 1 項による同意をし、又は同条第 2 項による承諾をした場合

2 父母が親権喪失の宣言を受けた場合

3 父母の所在が知れない等の事由で、同意を得ることができない場合

② 家庭裁判所は、次の各号のいずれか 1 つに該当する事由がある場合には、父母が同意を拒否しても、第 867 条第 1 項による養子縁組の許可をすることができる。この場合、家庭裁判所は、父母を尋問しなければならない。

1 父母が 3 年以上、子に対する扶養義務を履行していない場合

2 父母が子を虐待又は遺棄し、又はその他子の福利を顕著に害した場合

③ 第 1 項による同意は、第 867 条第 1 項による養子縁組の許可がある前までに撤回することができる。

(2011.3.7 改正)

(成年者養子縁組に対する父母の同意)

第 871 条 養子となる者が成年である場合には、父母の同意を得なければならない。ただし、父母の所在が知れない等の事由で同意を得ることができない場合には、この限りでない。

② 家庭裁判所は、父母が正当な事由なしに、同意を拒否する場合に、養父母となるべき者又は養子となるべき者の請求により、父母の同意に代わる審判をすることができる。この場合、家庭裁判所は、父母を尋問しなければならない。

(2012.2.10 改正)

第 872 条 削除

(被成年後見人の養子縁組)

第 873 条 被成年後見人は、成年後見人の同意を得て、養子縁組をすることができ、養子となることができる。

② 被成年後見人が養子縁組をし、又は養子となる場合には、第 867 条を準用する。

③ 家庭裁判所は、成年後見人が正当な理由なしに第 1 項による同意を拒否し、又は被成年後見人の父母が正当な理由なしに第 871 条第 1 項による同意を拒否する場合に、その同意がなくても、養子縁組を許可することができる。この場合、家庭裁判所は、成年後見人又は父母を尋問しなければならない。

(2012.2.10 改正)

(夫婦の共同養子縁組)

第 874 条 配偶者のある者は、配偶者と共同で養子縁組をしなければならない。

② 配偶者のある者は、その配偶者の同意を得なければ、養子となることができない、

(2012.2.10 改正)

第 875 条 削除

第 876 条 削除

(養子縁組の禁止)

第 877 条 尊属又は年長者と養子縁組することはできない。

② 養子であって、養父と同姓同本でない者は、養家の戸主相続をすることができない。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の成立)

第 878 条 養子縁組は、「家族関係の登録等に関する法律」に定めるところにより、届出をすることによってその効力を生ずる。

② 前項の届出は、当事者双方と成年者である証人二人の連署した書面でしなければならない。

(2012.2.10 改正)

第 879 条 削除

第 880 条 削除

(養子縁組届出の審査)

第 881 条 第 866 条、第 867 条、第 869 条から第 871 条まで、第 873 条、第 874 条、第 877 条、その他の法令に違反しない限り、養子縁組届出は受理しなければならない。

(2012.2.10 改正)

(外国での養子縁組の届出)

第 882 条 外国で養子縁組の届出をする場合には、第 814 条を準用する。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の効力)

第 882 条の 2 養子は、縁組されたときから、養父母の嫡出子と同様の地位を有する。

② 養子の縁組前の親族関係は、存続する。

(2012.2.10 新設)

第2款 養子縁組の無効と取消

(養子縁組無効の原因)

第883条 養子縁組は、次の各号のいずれか一つに該当する養子縁組は、無効である。

一 当事者間で養子縁組の合意がない場合

二 第867条第1項(第873条第2項によって準用される場合を含む。)第869条第2項、第877条に違反した場合

(2012.2.10 改正)

(養子縁組取消の原因)

第884条 養子縁組は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、家庭裁判所にその取消を請求することができる。

一 第866条、第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項、第871条第1項、第873条第1項、第874条に違反したとき

二 養子縁組の当時、養父母と養子うちいずれか一方に悪疾又はその他の重大な事由があることを知ることができなかつた場合

三 詐欺又は強迫により養子縁組の意思表示をした場合

②養子縁組の取消に関しては、第867条第2項を準用する。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消請求権者)

第885条 養父母、養子とその法定代理人又は直系血族は、第866条に違反した養子縁組の取消を請求することができる。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消請求権者)

第886条 養子又は同意権者は、第869条第1項、同条第3項第2号、第870条第1項に違反した者は、第871条第1項に違反した養子縁組の取消を請求することができる。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消請求権者)

第887条 被成年後見人又は後見人は、第873条第1項に違反した養子縁組の取消を請求することができる。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消請求権者)

第888条 配偶者は、第874条に違反した養子縁組の取消を請求することができる。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消請求権の消滅)

第889条 養父母が成年となれば、第866条に違反した養子縁組の取消を請求することができない。

(2012.2.10 改正)

第890条 削除

(養子縁組取消請求権の消滅)

第891条 養子縁組が成年となった後、3箇月が過ぎ、又は死亡すれば、第869条第1項、同

条第3項第2号、第870条第1項に違反した養子縁組の取消しを請求することができない。
② 養子が死亡すれば、第871条第1項に違反した養子縁組の取消しを請求することができない。

(2012.2.10 改正)

第892条 削除

(養子縁組取消請求権の消滅)

第893条 成年後見開始の審判が取り消された後、3箇月が過ぎれば、第873条第1項に違反した養子縁組の取消を請求することができない。

(2012.2.10 改正)

(養子縁組取消請求権の消滅)

第894条 第869条第1項、同条3項第2号、第870条第1項、第871条第1項、第873条第1項、第874条に違反した養子縁組は、その事由があることを知った日から6箇月、その事由があった日から1年が過ぎれば、その取消を請求することができない。

(2012.2.10 改正)

第895条 削除

(養子縁組取消請求権の消滅)

第896条 第884条第1項第2号に該当する事由がある養子縁組は、養父母と養子のうち、いずれか一方がその事由があることを知った日から6箇月が過ぎれば、その取消を請求することができない。(2012.2.10 改正)

(準用規定)

第897条 養子縁組の無効又は取消による損害賠償責任に関しては第806条を準用し、詐欺又は強迫による養子縁組の取消請求権の消滅に関しては第823条を準用し、養子縁組取消の効力に関しては第824条を準用する。(2012.2.10 改正)

第3款 離縁

第1項 協議上の離縁

(協議上の離縁)

第898条 養父母と養子は、協議して離縁することができる。ただし、養子が未成年者又は被成年後見人である場合には、この限りでない。(2012.2.10 改正)

第899条 削除

第900条 削除

第901条 削除

(被成年後見人の協議上の離縁)

第902条 被成年後見たる養父母は、成年後見人の同意を得て、離縁を協議することができる。(2012.2.10 改正)

(離縁届出の審査)

第903条 第898条、第902条、その他法令に違反していない離縁の届出は、受理しなけれ

ばならない。(2012.2.10 改正)

(準用規定)

第 904 条 詐欺又は強迫による離縁の取消請求権の消滅に関しては第 823 条を準用し、協議上の離縁の成立に関しては第 878 条を準用する。(2012.2.10 改正)

第 2 項 裁判上の離縁

(裁判上の離縁の原因)

第 905 条 養父母、養子又は第 906 条による請求権者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、家庭裁判所に離縁を請求することができる。

- 一 養父母が養子を虐待又は遺棄し、又はその他に養子の福利を顕著に害した場合
- 二 養父母が養子から著しく不当な待遇を受けた場合
- 三 養父母又は養子の生死が 3 年以上不明である場合
- 四 その他、養親子関係を継続し難い重大な事由がある場合

(2012.2.10 改正)

(離縁の請求権者)

第 906 条 養子が 13 歳未満である場合には、第 869 条第 2 項による承諾をした者が、養子に代わり、離縁を請求することができる。ただし、離縁を請求することができる者がいない場合には、第 777 条による養子の親族又は利害関係人が家庭裁判所の許可を得て、離縁を請求することができる。

②養子が 13 歳以上の未成年者である場合には、第 870 条第 1 項による同意をした父母の同意を得て、離縁を請求することができる。ただし、父母が死亡し、又はその他の事由で同意することができない場合には、同意なしに、離縁を請求することができる。

③養父母又は養子が被成年後見人である場合には、成年後見人の同意を得て、離縁を請求することができる。

④検事は、未成年者又は被成年後見人たる養子のために離縁を請求することができる。

(2012.2.10 改正)

(離縁請求権の消滅)

第 907 条 離縁の請求権者は、第 905 条第 1 号、第 2 号、第 4 号の事由があることを知った日から 6 箇月、その事由があった日から 3 年が過ぎれば、離縁を請求することができない。

(2012.2.10 改正)

(準用規定)

第 908 条 裁判上の離縁による損害賠償責任に関しては、第 806 条を準用する。(2012.2.10 改正)

第 4 款 親養子

(2005.3.31 本款新設)

(親養子縁組の要件等)

第 908 条の 2 親養子縁組をしようとする者は、次の各号の要件を備えて、家庭裁判所に親養子縁組を請求しなければならない。

一 3 年以上婚姻中である夫婦として共同で縁組をすること。ただし、1 年以上婚姻中である夫婦の一方がその配偶者の嫡出子を親養子とする場合には、この限りでない。

二 親養子となる者が未成年者であること

三 親養子となる者の実父母が親養子縁組に同意すること。ただし、父母が親権喪失の宣告を受けるか、若しくは所在が知れないか、又はその他の事由で同意することができない場合には、この限りでない。

四 親養子となるべき者が13歳以上である場合には、法定代理人の同意を得て、養子縁組を承諾すること

五 親養子となるべき者が13歳未満である場合には、法定代理人がそれに代わり、養子縁組を承諾すること

②家庭裁判所は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第1項第3号・第4号による同意又は同項第5号による承諾がなくても第1項の請求を認容することができる。この場合、家庭裁判所は、同意権者又は承諾権者を尋問しなければならない。

一 法定代理人が正当な理由なしに同意又は承諾を拒否する場合。ただし、法定代理人が親権者である場合には、第2号又は第3号の事由がなければならない。

二 実父母が自己に責任のある事由で3年以上、子に対する扶養義務を履行せず、面接交渉をしていない場合

三 実父母が子を虐待又は遺棄し、又はその他子の福利を顕著に害した場合

③家庭裁判所は、親養子となるべき者の福利のためにその養育状況、親養子縁組の動機、養父母の養育能力、その他事情を考慮し、親養子縁組が適当でないことを認める場合には、第1項の請求を棄却することができる。

(2012.2.10 改正)

(親養子縁組の効力)

第908条の3 親養子は、夫婦の婚姻申の出生子とみなす。

② 親養子の縁組前の親族関係は、第908条の2第1項の請求による親養子縁組が確定されたときに終了する。ただし、夫婦の一方がその配偶者の嫡出子と単独で縁組をする場合における配偶者及びその親族と嫡出子の間の親族関係に関しては、この限りでない。

(2005.3.31 新設)

(親養子縁組の取消等)

第908条の4 親養子となるべき者の実父又は実母は、自己に責任のない事由により、第908条の2第1項第3号ただし書の規定による同意をすることができなかつた場合には、親養子縁組の事実を知った日から6箇月以内に家庭裁判所に親養子縁組の取消を請求することができる。

② 親養子縁組に関しては、第883条及び第884条を適用しない。

(2012.2.10 改正)

(親養子の離縁)

第908条の5 養親、親養子、元の父又は母あるいは検事は、次の各号の一の事由がある場合には、家庭裁判所に親養子離縁を請求することができる。

一 養親が親養子を虐待又は遺棄し、その他親養子の福利を顕著に害する場合

二 親養子の養親に対する破倫行為により、親養子関係を維持することができなくなった場合

③ 第898条及び第905条の規定は、親養子の離縁に関し、これを適用しない。

(2005.3.31 新設)

(準用規定)

第908条の6 第908条の2第3項の規定は、親養子縁組の取消し、又は第908条の5第1項第2号による養子離縁の請求に関し、これを準用する。(2012.2.10 改正)

(養子縁組の取消し、離縁の効力)

第 908 条の 7 親養子縁組が取り消され、又は養子離縁がなされたときは、親養子関係は消滅し、縁組前の親族関係は復活する。

② 第 1 項の場合において、親養子縁組の取消しの効力は遡及しない。

(2005.3.31 新設)

(準用規定)

第 908 条の 8 親養子につき、この款に特別な規定がある場合を除いては、その性質に反しない限度内で、養子に関する規定を準用する。(2005.3.31 新設)

第 3 節 親 権

第 1 款 総 則

(親権者)

第 909 条 父母は未成年者である子の親権者となる。養子の場合においては、養父母が親権者となる。

② 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同でこれを行行使する。ただし、父母の意見が一致しない場合は、当事者の請求により家庭裁判所がこれを決定する。

③ 父母の一方が親権を行行使することかできないときは、他の一方がこれを行行使する。

④ 婚姻外の子が認知された場合と父母が離婚する場合には、父母の協議によって親権者を定めなければならないが、協議することができない場合又は協議が調わない場合には、家庭裁判所は、職権によって又は当事者の請求により親権者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反する場合には、家庭裁判所は補正を命じ、又は職権によって親権者を定める。

⑤ 家庭裁判所は、婚姻の取消、裁判上の離婚、又は認知請求の訴の場合においては、職権によって親権者を定める。

⑥ 家庭裁判所は、子の福利のために必要であると認められる場合においては、子の四親等以内の親族の請求により、定められた親権者を他の一方に変更することができる。

(2007.12.21 改正)

(親権者の指定等)

第 909 条の 2 第 909 条第 4 項から第 6 項までの規定により、単独親権者と定められた父母の一方が死亡した場合、生存する父又は母、未成年者、未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 箇月、死亡した日から 6 箇月内に、家庭裁判所に生存する父又は母を親権者と指定することを請求することができる。

② 養子縁組が取り消されるか又は離縁された場合、又は、養父母が双方とも死亡した場合、実父母の一方又は双方、未成年者、未成年者の親族は、その事実を知った日から 1 箇月、養子縁組が取り消されるか又は離縁された日又は養父母が双方とも死亡した日から 6 箇月内に、家庭裁判所に実父母の一方又は双方を親権者と指定することを請求することができる。ただし、親養子の養父母が死亡した場合には、この限りでない。

③ 第 1 項又は第 2 項の期間内に親権者指定の請求がないときには、家庭裁判所は、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事、地方自治体の長の請求により、未成年後見人を選任することができる。この場合、生存する父又は母、実父母の一方又は双方の所在を知らないか、又は、その者が正当な事由なく召還に応じない場合を除き、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

④ 家庭裁判所は、第 1 項又は第 2 項による親権者指定請求、又は、第 3 項による後見人選任請求が生存する父又は母、実父母の一方又は双方の養育意思及び養育能力、請求動機、未成年者の意思、その他の事情を考慮して、未成年者の福利のために適切でない認めれば、請

求を棄却することができる。この場合、家庭裁判所は、職権で、未成年後見人を選任するか又は生存する父又は母、実父母の一方又は双方を親権者と指定しなければならない。

⑤ 家庭裁判所は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に、職権で又は未成年者、未成年者の親族、利害関係人、検事、地方自治体の長の請求により、第1項から第4項までの規定により、親権者が指定されるか又は未成年後見人が選任されるときまで、その任務を代行する者を選任することができる。この場合、その任務を代行する者に対しては、第25条及び第954条を準用する。

一 単独親権者が死亡した場合

二 養子縁組が取り消されるか又は離縁された場合

三 養父母が双方とも死亡した場合

⑥ 家庭裁判所は、第3項又は第4項により未成年後見人が選任された場合でも、未成年後見人選任後養育状況又は養育能力の変動、未成年者の意思、その他の事情を考慮して、未成年者の福利のために必要であるならば、生存する父又は母、実父母の一方又は双方、未成年者の請求により、後見を終了し、生存する父又は母、実父母の一方又は双方を親権者と指定することができる。

(2011.5.19 新設)

(子の親権の代行)

第910条 親権者は、その親権に従う子に代わり、その子に対する親権を行使する。

(2005.3.31 改正)

(未成年者である子の法定代理人)

第911条 親権を行使する父又は母は、未成年者である子の法定代理人となる。

(親権行使と親権者指定の基準)

第912条 親権を行使するにあたっては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。

② 家庭裁判所が、親権者を指定するにあたっては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。これのために、家庭裁判所は、関連分野の専門家又は社会福祉機関から諮問を受けることができる。

(2011.5.9 改正)

第2款 親権の効力

(保護、教養の権利義務)

第913条 親権者は、子を保護し教養する権利義務を有する。

(居所指定権)

第914条 子は親権者の指定した場所に居住しなければならない。

第915条 削除

(子の特有財産とその管理)

第916条 子が自己の名義で取得した財産は、その特有財産とし、法定代理人である親権者がこれを管理する。

第917条 削除

(第三者が無償で子に授与した財産の管理)

第918条 無償で子に財産を与える第三者が親権者の管理に反対する意思を表示したとき

は、親権者はその財産を管理することができない。

② 前項の場合に、第三者がその財産管理人を指定しないときは、裁判所は、財産の授与を受けた子、又は第 777 条の規定による親族の請求によって、管理人を選任する。

③ 第三者の指定した管理人の権限が消滅し、又は管理人を改任する必要がある場合に、第三者が更に管理人を指定しないときも、前項と同様である。

④ 第 24 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 25 条前段及び第 26 条第 1 項、第 2 項の規定は、前 2 項の場合に準用する。

(委任に関する規定の準用)

第 919 条 第 691 条及び第 692 条の規定は、前 3 条の財産管理に準用する。

(子の財産に関する親権者の代理権)

第 920 条 法定代理人である親権者は、子の財産に関する法律行為につき、その子を代理する。ただし、その子の行為を目的とする債務を負担する場合には、本人の同意を得なければならない。

(共同親権者の一方が共同名義でした行為の効力)

第 920 条の 2 父母が共同で親権を行使すべき場合に、父母の一方が共同名義で子を代理し、又は子の法律行為に同意をしたときは、それが他の一方の意思に反する時でも、その効力を有する。ただし、相手方が悪意の場合は、その限りでない。(1990.1.13 新設)

(親権者と子又は数人の子の間の利害相反行為)

第 921 条 法定代理人である親権者とその子の間の利害相反する行為については、親権者は、裁判所に、その子のために特別代理人の選任を請求しなければならない。

② 法定代理人である親権者がその親権に従う数人の子の間に利害が相反する行為をなすにあたっては、裁判所にその子の一方の特別代理人の選任を請求しなければならない。

(2005.3.31 第 2 項改正)

(親権者の注意義務)

第 922 条 親権者がその子に対する法律行為の代理権又は財産管理権を行使するには、自己の財産に関する行為と同一の注意をもってしなければならない。

(親権者の同意に代わる裁判)

第 922 条の 2 家庭裁判所は、親権者の同意が必要な行為について、親権者が正当な理由なく同意をしないことによって子の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、親権者の同意に代わる裁判をすることができる。

(財産管理の計算)

第 923 条 法定代理人である親権者の権限が消滅したときは、その子の財産に関する管理を計算しなければならない。

② 前項の場合に、その子の財産から収取した果実は、その子の養育、財産管理の費用と相殺したものとみなす。ただし、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産に関しては、この限りでない。

第 3 款 親権の喪失、一時停止及び一部制限

(親権の喪失又は一時停止の宣告)

第 924 条 家庭裁判所は、父又は母が親権を濫用して子の福祉を著しく害し又は害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、その親権の喪失又は一時停止を宣告することができる。

② 家庭裁判所は、親権の一時停止を宣告するときは、子の状況、養育状況、その他の事情を考慮してその期間を定めなければならない。この場合において、その期間は 2 年を超えることができない。

③ 家庭裁判所は、子の福祉のために親権の一時停止期間を延長する必要があると認めるときは、子、子の親族、検事、地方自治体の長、未成年後見人又は未成年後見監督人の請求により、2 年を超えない範囲で、1 回に限りその期間を延長することができる。

(親権の一部制限の宣告)

第 924 条の 2 家庭裁判所は、居所の指定、その他身上に関する決定などの特定の事項について、親権者が親権を行使することが困難な場合または不適当な事由があるために、子の福祉を害し又は害するおそれがある場合には、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、具体的な範囲を定めて親権の一部制限を宣告することができる。

(代理権・財産管理権喪失の宣告)

第 925 条 家庭裁判所は、法定代理人である親権者が不適当な管理により子の財産を危うくした場合には、第 777 条による子の親族又は検事の請求により、その法律行為の代理権と財産管理権の喪失を宣告することができる。

(親権喪失宣告等の判断基準)

第 925 条の 2 第 924 条の規定による親権喪失の宣告は、同条の規定による親権の一時停止、第 924 条の 2 の規定による親権の一部制限、第 925 条の規定による代理権及び財産管理権喪失の宣告、その他の措置によっては子の福祉を十分に保護することができない場合に限り、することができる。

②第 924 条の規定による親権の一時停止、第 924 条の 2 の規定による親権の一部制限、第 925 条の規定による代理権及び財産管理権喪失の宣告は、第 922 条の 2 の規定による同意に代わる裁判又はその他の措置によっては子の福祉を十分に保護することができない場合に限り、することができる。

(父母の権利と義務)

第 925 条の 3 第 924 条、第 924 条の 2、第 925 条の規定により親権の喪失、一時停止、一部制限又は代理権及び財産管理権の喪失の宣告があつた場合であっても、父母の子に対するその他の権利及び義務には変更を来さない。

(失権回復の宣告)

第 926 条 家庭裁判所は、第 924 条、第 924 条の 2 又は第 925 条の規定による宣告の原因が消滅したときは、本人、子、子の親族、検事又は地方自治体の長の請求により、失権の回復を宣告することができる。

(代理権、管理権の辞退と回復)

第 927 条 法定代理人である親権者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、その法律行為の代理権又は財産管理権を辞退することができる。

②前項の事由が消滅したときは、その親権者は、裁判所の許可を得て、辞退した権利を回復することができる。

(親権喪失と親権者の指定等)

第 927 条の 2 第 909 条第 4 項から第 6 項までの規定により、単独親権者となった父又は母、養父母(親養子の養父母を除く。)双方に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第 909 条の 2 第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。ただし、第 2 号と第 3 号の場合、新たに定められた親権者又は未成年後見人の任務は、未成年者の財産に関する行為に限定される。

- 一 第 924 条による親権喪失の宣告がある場合
- 二 第 925 条による代理権と財産管理権喪失の宣告がある場合
- 三 第 927 条第 1 項により代理権と財産管理権を辞退した場合
- 四 所在不明等親権を行使することができない重大な事由がある場合

②家庭裁判所は、第 1 項により親権者が指定されるか、又は未成年後見人が選任された後、単独親権者であった父又は母、養父母の一方又は双方に、次の各号のいずれか一つに該当する事由がある場合には、その父母の一方又は双方、未成年者、未成年者の親族の請求により、親権者を新たに指定することができる。

- 一 第 926 条により失権の回復が宣告された場合
- 二 第 927 条第 2 項により辞退した権利を回復した場合
- 三 所在不明であった父又は母が発見される等親権を行使できるようになった場合

(2011.5.9 新設)

第 5 章 後見

第 1 節 未成年後見及び成年後見

第 1 款 後見人

(未成年者に対する後見の開始)

第 928 条 未成年者に親権者がいないか又は親権者が法律行為の代理権と財産管理権を行使することができない場合には、未成年後見人をおかなければならない。

(2011.3.7 改正)

(成年後見審判による後見の開始)

第 929 条 家庭裁判所の成年後見開始審判がある場合には、その審判を受けた者の成年後見人をおかなければならない。

(2011.3.7 改正)

(後見人の数と資格)

第 930 条 未成年後見人の数は、一人とする。

②成年後見人は、被成年後見人の身上と財産に関するすべての事情を考慮して数名を置くことができる。

③法人も、成年後見人となることができる。

(2011.3.7 改正)

(遺言による未成年後見人の指定等)

第 931 条 未成年者に対し親権を行使する父母は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、法律行為の代理権及び財産管理権のない親権者は、この限りではない。

②家庭裁判所は、第 1 項により未成年後見人が指定された場合でも、未成年者の福利のために必要であるならば、生存する父又は母、未成年者の請求により、後見を終了し、生存する父又は母を親権者と指定することができる。

(2011.5.9 改正)

(未成年後見人の選任)

第 932 条 家庭裁判所は、第 931 条により指定された未成年後見人がいない場合には、職権で又は未成年者、親族、利害関係人、検事、地方自治体の長の請求により、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けた場合にも、また同様である。

② 家庭裁判所は、親権喪失の宣言又は代理権及び財産管理権喪失の宣言により、未成年後見人を選任する必要がある場合には、職権で、未成年後見人を選任する。

③ 親権者が代理権及び財産管理権を辞退した場合には、遅滞なく、家庭裁判所に未成年後見人の選任を請求しなければならない。

(2011.3.7 改正)

第 933 条 削除

第 934 条 削除

第 935 条 削除

(成年後見人の選任)

第 936 条 第 929 条による成年後見人は、家庭裁判所が、職権で、選任する。

② 家庭裁判所は、成年後見人が死亡、欠格、その他の事由で欠けた場合にも、職権で又は、被成年後見人、親族、利害関係人、検事、地方自治体の長の請求により、成年後見人を選任する。

③ 家庭裁判所は、成年後見人が選任された場合にも必要であると認められれば、職権で又は第 2 項の請求権者又は成年後見人の請求により、追加で成年後見人を選任することができる。

④ 家庭裁判所が、成年後見人を選任するときには、被成年後見人の意思を尊重しなければならない、その他に被成年後見人の健康、生活関係、財産状況、成年後見人となる者の職業と経験、被成年後見人との利害関係の有無(法人が成人後見人となるときには、事業の種類と内容、法人又はその代表者と被成年後見人の間の利害関係の有無をいう。)等の事情も考慮しなければならない。

(2011.3.7 改正)

(後見人の欠格事由)

第 937 条 次の各号に該当する者は後見人になることができない。

一 未成年者

二 被成年後見人、被限定後見人、被特定後見人、被任意後見人

三 破産手続開始決定又は破産宣告を受けた者

四 資格停止以上の刑の宣告を受け、その刑期中にある者

五 裁判所に解任された法定代理人

六 裁判所に解任された成年後見人、限定後見人、特定後見人、任意後見人及びその監督人

七 行方不明である者

八 被後見人に対し訴訟をするか又はしている者

九 第 8 号で定めた者の配偶者及び直系血族。ただし、被後見人の直系卑属は除外する。

(2016.12.20 改正)

(後見人の代理権等)

第 938 条 後見人は、被後見人の法定代理人となる。

② 家庭裁判所は、成年後見人が第 1 項により有する法定代理権の範囲を定めることができる。

③ 家庭裁判所は、成年後見人が被成年後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定め

ることができる。

④ 第2項及び第3項による法定代理人の権限の範囲が適切でなくなった場合に、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等以内の親族、成年後見人、成年後見人監督人、検事又は地方自治体の長の請求により、その範囲を変更することができる。

(2011.3.7 改正)

(後見人の辞任)

第939条 後見人は、正当な事由がある場合には、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができる。この場合、その後見人は、辞任請求と同時に、家庭裁判所に新しい後見人の選任を請求しなければならない。

(2011.3.7 改正)

(後見人の変更)

第940条 家庭裁判所は、被後見人の福利のために後見人を変更する必要があると認めれば、職権で又は被後見人、親族、後見監督人、検事、地方自治体の長の請求により、後見人を変更することができる。

(2011.3.7 改正)

第2款 後見監督人

(未成年後見監督人の指定)

第940の2 未成年後見人を指定することができる者は、未成年後見監督人を指定することができる。(2011.3.7 新設)

(未成年後見監督人の選任)

第940の3 家庭裁判所は、第940条の2により指定された未成年後見監督人がない場合に、必要であると認めれば、職権で又は未成年者、親族、未成年後見人、検事、地方自治体の長の請求により、未成年後見監督人を選任することができる。

② 家庭裁判所は、未成年後見監督人が死亡、欠格、その他の事由で欠けた場合には、職権で又は未成年者、親族、未成年後見人、検事、地方自治体の長の請求により、未成年後見監督人を選任する。(2011.3.7 新設)

(成年後見監督人の選任)

第940の4 家庭裁判所は、必要であると認めれば、職権で又は被成年後見人、親族、成年後見人、検事、地方自治体の長の請求により、成年後見監督人を選任することができる。

② 家庭裁判所は、成年後見監督人が死亡、欠格、その他の事由で欠けた場合には、職権で又は被成年後見人、親族、成年後見人、検事、地方自治体の長の請求により、成年後見監督人を選任する。(2011.3.7 新設)

(後見監督人の欠格事由)

第940の5 第779条による後見人の家族は、後見監督人となることできない。

(2011.3.7 新設)

(後見監督人の職務)

第940の6 後見監督人は、後見人の事務を監督し、後見人がいない場合、遅延なく、家庭裁判所に後見人の選任を請求しなければならない。

② 後見監督人は、被後見人の身上又は財産に対し、急迫な事情がある場合、その保護のために必要な行為又は処分をすることができる。

③ 後見人と被後見人の間で利害の相反する行為に関しては、後見監督人が被後見人を代理する。(2011.3.7 新設)

(委任状及び後見人規定の準用)

第 940 の 7 後見監督人に対しては、第 681 条、第 691 条、第 692 条、第 930 条第 2 項第 3 項、第 936 条第 3 項第 4 項、第 937 条、第 939 条、第 940 条、第 947 条の 2 第 3 項から第 5 項まで、第 947 条の 2、第 949 条の 2 第 955 条及び第 955 条の 2 を準用する。(2011.3.7 新設)

第 3 款 後見人の任務

(財産調査と目録作成)

第 941 条 後見人は、遅滞なく、被後見人の財産を調査して 2 箇月内にその目録を作成しなければならない。ただし、正当な事由がある場合には、裁判所の許可を得て、その期間を延長することができる。

② 後見監督人がある場合、第 1 項による財産調査と目録作成は、後見監督人の参与がなければ効力がない。

(2011.3.7 改正)

(後見人の債権・債務の提示)

第 942 条 後見人と被後見人の間に債権・債務の関係があり後見監督人がある場合には、後見人は、財産目録の作成を完了する前に、その内容を後見監督人に提示しなければならない。

② 後見人が被後見人に対する債権があることを知っても第 1 項による提示を怠った場合には、その債権を放棄したものとみなす。

(2011.3.7 改正)

(目録作成前の権限)

第 943 条 後見人は、財産調査と目録作成を完了するまでは、緊急に必要な場合でなければ、その財産に関する権限を行使することができない。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(被後見人が取得した包括的財産の調査等)

第 944 条 前 3 条の規定は、後見人の就任後に、被後見人が包括的財産を取得した場合に準用する。

(未成年者の身分に関する後見人の権利・義務)

第 945 条 未成年後見人は、第 913 条及び第 914 条において規定した事項に関しては、親権者と同一の権利と義務を有する。ただし、次の各号のいずれか 1 つに該当する場合には、未成年後見監督人があれば、その同意を得なければならない。

1 親権者が定めた教育方法、養育方法又は居所を変更する場合

2 削除

3 親権者が許諾した営業を取り消すか又は制限する場合

(2011.3.7 改正)

(財産管理に限定された後見)

第 946 条 未成年者の親権者が法律行為の代理権と財産管理権に限定して親権を行使することができない場合に、未成年後見人の任務は、未成年者の財産に関する行為に限定され

る。

(2011.3.7 改正)

(被成年後見人の福利と意思尊重)

第 947 条 成年後見人は、被成年後見人の財産管理と身上保護をするとき、様々な事情を考慮して、その福利に合致する方法で事務を処理しなければならない。この場合、成年後見人は被成年後見人の福利に反しない限り、被成年後見人の意思を尊重しなければならない。

(2011.3.7 改正)

(被成年後見人の身上決定等)

第 947 の 2 被成年後見人は、自分の身上に関して、その状態が許諾する範囲で、単独で決定する。

② 成年後見人が、被成年後見人を治療等の目的で精神病院又はそれ以外の他の場所に隔離しようとする場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。

③ 被成年後見人の身体を侵害する医療行為に対し、被成年後見人が同意することができない場合には、成年後見人がその代わりに同意することができる。

④ 第 3 項の場合、被成年後見人が医療行為の直接的な結果で死亡するか又は相当な障害を受ける危険があるときには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、許可手続で医療行為が遅滞され、被成年後見人の生命に危険を招くか又は心身上の重大な障害を招くときには、事後に許可を請求することができる。

⑤ 成年後見人が、被成年後見人を代理して被成年後見人が居住している建物又はその敷地に対し、売渡し、賃貸、伝賃権設定、抵当権設定、賃貸借の解約、伝賃権の消滅、その他にこれに準ずる行為をする場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(2011.3.7 新設)

(未成年者の親権の代行)

第 948 条 未成年後見人は、未成年者に代わって未成年者の子に対する親権を行使する。

② 第 1 項の親権行使には、未成年後見人の任務に関する規定を準用する。

(2011.3.7 改正)

(財産管理権と代理権)

第 949 条 後見人は、被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為につき、被後見人を代理する。

② 第 920 条ただし書の規定は、前項の法律行為に準用する。

(成年後見人が数名である場合、権限の行使等)

第 949 条の 2 家庭裁判所は、職権で、数名の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使することを定めることができる。

② 家庭裁判所は、職権で、第 1 項による決定を変更するか又は取り消すことができる。

③ 数名の成年後見人が、共同して権限を行使しなければならない場合に、ある成年後見人が被成年後見人の利益に侵害されるおそれがあっても法律行為の代理等必要な権限行使に協力しないときには、家庭裁判所は、被成年後見人、成年後見人、後見監督人又は利害関係人の請求により、その成年後見人の意思表示に代わる裁判をすることができる。

(2011.3.7 改正)

(利害相反行為)

第 949 条の 3 後見人に対しては、第 921 条を準用する。ただし、後見監督人がある場合には、この限りでない。

(後見監督人の同意を必要とする行為)

第 950 条 後見人が、被後見人を代理して次の各号のいずれか 1 つに該当する行為をするか又は未成年者の次の各号のいずれか 1 つに該当する行為に同意をするときは、後見監督人があれば、その同意を得なければならない。

1 営業に関する行為

2 金銭を借りる行為

3 義務のみを負担する行為

4 不動産又は重要な財産に関する権利の得喪変更を目的とする行為

5 訴訟行為

6 相続の承認、限定承認又は放棄及び相続財産の分割に関する協議

② 後見監督人の同意が必要な行為に対し、後見監督人が被後見人の利益に侵害されるおそれがあっても同意をしない場合には、家庭裁判所は、後見人の請求により、後見監督人の同意に代わる許可をすることができる。

③ 後見監督人の同意が必要な法律行為を後見人が後見監督人の同意なしに行ったときには、被後見人又は後見監督人が、その行為を取り消すことができる。

(2011.3.7 改正)

(被後見人の財産等の譲受に対する取消)

第 951 条 後見人が、被後見人に対する第三者の権利を譲り受ける場合には、被後見人はこれを取り消すことができる。

② 第 1 項による権利の譲受の場合、後見監督人があれば、後見人は、後見監督人の同意を得なければならないが、後見監督人の同意がない場合には、被後見人又は後見監督人がこれを取り消すことができる。

(2011.3.7 改正)

(相手方に対する追認するか否かの催告)

第 952 条 第 950 条及び第 951 条の場合には、第 15 条を準用する。

(2011.3.7 改正)

(後見監督人の後見事務の監督)

第 953 条 後見監督人は、いつでも後見人にその任務遂行に関する報告と財産目録の提出を要求することができ、被後見人の財産状況を調査することができる。

(2011.3.7 改正)

(家庭裁判所の後見事務に関する処分)

第 954 条 家庭裁判所は、職権で又は被後見人、後見監督人、第 777 条による親族、その他の利害関係人、検事、地方自治体の長の請求により、被後見人の財産状況を調査し、後見人に財産管理等後見任務遂行に関して必要な処分を命ずることができる。

(2011.3.7 改正)

(後見人に対する報酬)

第 955 条 裁判所は、後見人の請求により、被後見人の財産状態、その他事情を参酌して、被後見人の財産中から相当な報酬を後見人に与えることができる。

(支出金額の予定と事務費用)

第 955 条の 2 後見人が後見事務を遂行するのに必要な費用は、後見人の財産の中から支出する。(2011.3.7 新設)

(委任と親権の規定の準用)

第 956 条 第 681 条及び第 918 条の規定は、後見人にこれを準用する。

第 4 款 後見の終了

(後見事務の終了と管理の計算)

第 957 条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、1 箇月内に、被後見人の財産に関する計算をしなければならない。ただし、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、その期間を延長することができる。

② 前項の計算は、親族会が指定した会員の参与がなければ効力がない。

(利子の附加と金銭消費に対する責任)

第 958 条 後見人が被後見人に支給すべき金額、又は被後見人が後見人に支給すべき金額には、計算終了の日から利息を附しなければならない。

② 後見人が自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費した日から利息を附し、なお被後見人に損害があれば、これを賠償しなければならない。

(委任規定の準用)

第 959 条 第 691 条、第 692 条の規定は、後見の終了に、これを準用する。

(限定後見の開始)

第 959 条の 2 家庭裁判所の限定後見開始の審判がある場合には、その審判を受けた者の限定後見人を置かなければならない。

(2011.3.7 新設)

(限定後見人の選任等)

第 959 条の 3 第 959 条の 2 による限定後見人は、家庭裁判所が職権で選任する。

② 限定後見人に対しては、第 930 条第 2 項、第 3 項、第 936 条第 2 項から第 4 項まで、第 937 条、第 939 条、第 940 条及び第 949 条の 3 を準用する。

(2011.3.7 新設)

(限定後見人の代理権等)

第 959 条の 4 家庭裁判所は、限定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。

② 限定後見人の代理権等に関しては、第 938 条第 3 項及び第 4 項を準用する。

(2011.3.7 新設)

(限定後見監督人)

第 959 条の 5 家庭裁判所は、必要であると認めれば、職権で又は被限定後見人、親族、限定後見人、検事、地方自治体の長の請求により、限定後見監督人を選任することができる。

② 限定後見監督人に対しては、第 681 条、第 691 条、第 692 条、第 930 条第 2 項第 3 項、第 936 条第 3 項第 4 項、第 937 条、第 939 条、第 940 条、第 940 条の 3 第 2 項、第 940 条の 5、第 940 条の 6、第 947 条の 2 第 3 項から第 5 項まで、第 949 条の 2、第 955 条及び第 955 条の 2 を準用する。この場合、第 940 条の 6 第 3 項中「被後見人を代理する」は、「被限定後見人を代理するか又は被限定後見人がその行為をするのに同意する」とみなす。

(2011.3.7 新設)

(限定後見事務)

第 959 条の 6 限定後見の事務に関しては、第 681 条、第 920 条ただし書、第 9

47条、第947条の2、第949条、第949条の2、第949条の3、第950条から第955条まで及び第955条の2を準用する。

(2011.3.7 新設)

(限定後見人の任務の終了等)

第959条の7 限定後見人の任務が終了した場合に関しては、第691条、第692条、第957条及び第958条を準用する。

(2011.3.7 新設)

(特定後見による保護措置)

第959条の8 家庭裁判所は、被特定後見人の後援のために必要な処分を命ずることができる。

(2011.3.7 新設)

(特定後見人の選任等)

第959条の9 家庭裁判所は、第959条の8による処分、被特定後見人を後援するか又は代理するための特定後見人を選任することができる。

② 特定後見人に対しては、第930条第2項第3項、第936条第2項から第4項まで、第937条、第939条及び第940条を準用する。

(2011.3.7 新設)

(特定後見監督人)

第959条の10 家庭裁判所は、必要であると認めれば、職権で又は被特定後見人、親族、特定後見人、検事、地方自治体の長の請求により、特定後見監督人を選任することができる。

② 特定後見監督人に対しては、第681条、第691条、第692条、第930条第2項第3項、第936条第3項第4項、第937条、第939条、第940条、第940条の5、第940条の6、第949条の2、第955条及び第955条の2を準用する。

(2011.3.7 新設)

(特定後見人の代理権)

第959条の11 被特定後見人の後援のために必要であると認めれば、家庭裁判所は、期間や範囲を定めて、特定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。

② 第1項の場合、家庭裁判所は、特定後見人の代理権行使に、家庭裁判所又は特定後見監督人の同意を得ることを命ずることができる。

(2011.3.7 新設)

(特定後見事務)

第959条の12 特定後見の事務に関しては、第681条、第920条ただし書、第947条、第949条の2、第953条から第955条まで及び第955条の2を準用する。

(2011.3.7 新設)

(特定後見人の任務の終了等)

第959条の13 特定後見人の任務が終了した場合に関しては、第691条、第692条、第957条及び第958条を準用する。

(2011.3.7 新設)

(後見契約の意義と締結方法等)

第959条の14 後見契約は、疾病、障害、老齢、その他の事由による精神的制約で事務を処理

する能力が不足した状況にあるか又は不足することになる状況に備えて、自分の財産管理及び身上保護に関する事務の全部又は一部を他者に委託し、その委託事務に関して代理権を授与することを内容とする。

② 後見契約は、公正証書で締結しなければならない。

③ 後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから効力が発生する。

④ 家庭裁判所、任意後見人、任意後見監督人等は、後見契約を履行・運営するとき、本人の意思を最大限、尊重しなければならない。

(2011.3.7 新設)

(任意後見監督人の選任)

第 959 条の 15 家庭裁判所は、後見契約が登記されており、本人が事務を処理する能力が不足した状況にあると認めるときには、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人、検事又は地方自治体の長の請求により、任意後見監督人を選任する。

②第 1 項の場合、本人でない者の請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任するときには、予め本人の同意を得なければならない。ただし、本人が意思を表示することができないときには、この限りでない。

③家庭裁判所は、任意後見監督人が欠けた場合には、職権で又は本人、親族、任意後見人、検事又は、地方自治体の長の請求により、任意後見監督人を選任する。

④家庭裁判所は、任意後見監督人が選任された場合にも、必要であると認めれば、職権で又は第 3 項の請求権者の請求により、任意後見監督人を追加で選任することができる。

⑤任意後見監督人に対しては、第 940 条の 5 を準用する。

(2011.3.7 新設)

(任意後見監督人の職務等)

第 959 条の 16 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関して家庭裁判所に定期的に報告しなければならない。

②家庭裁判所は、必要であると認めれば、任意後見監督人に監督事務に関する報告を要求することができ、任意後見人の事務又は本人の財産状況に対する調査を命ずるか又はその他に任意後見監督人の職務に関して必要な処分を命ずることができる。

③任意後見監督人に対しては、第 940 条の 6 第 2 項第 3 項、第 940 条の 7 及び第 953 条を準用する。

(2011.3.7 新設)

(任意後見開始の制限等)

第 959 条の 17 任意後見人が、第 937 条各号に該当する者又はその他に顕著な非行をするか又は後見契約で定めた任務に適合しない事由がある者である場合には、家庭裁判所は、任意後見監督人を選任しない。

② 任意後見監督人を選任した以後、任意後見人が顕著な非行をするか又はその他にその任務に適合しない事由があることになった場合には、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、親族、検事又は地方自治体の長の請求により、任意後見人を解任することができる。

(2011.3.7 新設)

(後見契約の終了)

第 959 条の 18 任意後見監督人の選任前には、本人又は任意後見人は、いつでも公証人の認証を受けた書面で後見契約の意思表示を撤回することができる。

② 任意後見監督人の選任以後には、本人又は任意後見人は正当な事由があるときにのみ、家庭裁判所の許可を得て、後見契約を終了することができる。

(2011.3.7 新設)

(任意後見人の代理権消滅と第3者との関係)

第959条の19 任意後見人の代理権消滅は、登記しなければ、善意の第3者に対抗することができない。

(2011.3.7 新設)

(後見契約と成年後見・限定後見・特定後見の関係)

第959条の20 後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のために特別に必要であるときにのみ、任意後見人又は任意後見監督人の請求により、成年後見、限定後見又は特定後見の審判をすることができる。この場合、後見契約は、本人が成年後見又は限定後見開始の審判を受けたとき、終了する。

②本人が被成年後見人、被限定後見人又は被特定後見人である場合に、家庭裁判所は、任意後見監督人を選任するにあたって、従前の成年後見、' 限定後見又は特定後見の終了審判をしなければならない。ただし、成年後見又は限定後見措置の継続が本人の利益のために特別に必要であると認めれば、家庭裁判所は、任意後見監督人を選任しない。

(2011.3.7 新設)

第6章 削除

第960条 削除

第961条 削除

第962条 削除

第963条 削除

第964条 削除

第965条 削除

第966条 削除

第967条 削除

第968条 削除

第969条 削除

第970条 削除

第971条 削除

第972条 削除

第973条 削除

第7章 扶養

(扶養義務)

第 974 条 次の各号の親族は、互いに扶養の義務がある。

- 一 直系血族及びその配偶者間
- 二 削除
- 三 その他親族間(生計を同じくする場合に限る)

(扶養義務と生活能力)

第 975 条 扶養の義務は、扶養をうけるべき者が自己の資力、又は勤労により生活を維持することができない場合に限り、これを履行する責任がある。

(扶養の順位)

第 976 条 扶養の義務ある者が数人である場合に、扶養をする者の順位に関し、当事者間に協定がないときは、裁判所は、当事者の請求によって、これを定める。扶養をうけるべき権利者が数人である場合に、扶養義務者の資力が、その全員を扶養することができないときも、同様である。

② 前項の場合に、裁判所は、数人の扶養義務者又は権利者を選定することができる。

(扶養の程度、方法)

第 977 条 扶養の程度又は方法に関し、当事者間に協定がないときは、裁判所は、当事者の請求によって、扶養をうけるべき者の生活程度と扶養義務者の資力、その他一切の事情を参酌し、これを定める。

(扶養関係の変更又は取消)

第 978 条 扶養をすべき者又は扶養をうけるべき者の順位、扶養の程度又は方法に関する当事者の協定又は裁判所の判決があった後、これに関する事情に変更があるときは、裁判所は当事者の請求によって、その協定又は判決を取消又は変更することができる。

(扶養請求権処分の禁止)

第 979 条 扶養をうける権利は、これを処分することができない。

第 8 章 削除

第 1 節 削除

第 980 条 削除

第 981 条 削除

第 982 条 削除

第 983 条 削除

第 2 節 削除

第 984 条 削除

第 985 条 削除

第 986 条 削除

第 987 条 削除

第 988 条 削除

第 989 条 削除

第 990 条 削除

第 991 条 削除

第 992 条 削除

第 993 条 削除

第 994 条 削除

第 3 節 削除

第 995 条 削除

第 996 条 削除

第 5 編 相続

第 1 章 相続

(1990.1.13 改正)

第 1 節 総則

(相続開始の原因)

第 997 条 相続は、死亡によって開始する。

(相続開始の場所)

第 998 条 相続は、被相続人の住所地で開始する。

(1990.1.13 改正)

(相続費用)

第 998 条の 2 相続に関する費用は、相続財産から支給する。

(1990.1.13 新設)

(相続回復請求権)

第 999 条 相続権が、僭称相続権者によって侵害された場合には、相続権者又はその法定代理人は、相続回復の訴を提起することができる。

② 第 1 項の相続回復請求権は、その侵害を知った日から 3 年、相続権の侵害行為があった日から 10 年を経過することによって消滅する。

(2002.1.14 第 2 項改正)

第 2 節 相続人

(相続の順位)

第 1000 条 相続においては、次の順位で相続人となる。

- 一 被相続人の直系卑属
- 二 被相続人の直系尊属
- 三 被相続人の兄弟姉妹
- 四 被相続人の四親等以内の傍系血族

② 前項の場合に、同順位の相続人が数人あるときは、最近親を先順位とし、同親等の相続人が数人あるときは、共同相続人となる。

③ 胎児は相続順位に関しては、既に出産したもののみならず。

(1990.1.13 第 1 項第 4 号及び第 3 項改正)

(代襲相続)

第 1001 条 前条第 1 項第 1 号と第 3 号の規定によって、相続人となるべき直系卑属又は兄弟姉妹が、相続開始前に、死亡し、又は欠格者となった場合に、その直系卑属があるときは、その直系卑属が死亡又は欠格となった者の順位に代わり、相続人となる。

(妻が被相続人である場合の相続人)

第 1002 条 削除

(配偶者の相続順位)

第 1003 条 被相続人の配偶者は、第 1000 条第 1 項第 1 号と第 2 号の規定による相続人がある場合には、その相続人と同順位で、共同相続人となり、その相続人がないときは、単独相続人となる。

② 第 1001 条の場合に、相続開始前に死亡又は欠格となった者の配偶者は、同条の規定による相続人と同順位で共同相続人となり、その相続人がないときは、単独相続人となる。

(1990.1.13 改正)

(相続人の欠格事由)

第 1004 条 次の各号の一に該当する者は、相続人になることができない。

- 一 故意により直系尊属、被相続人、その配偶者、又は相続の先順位や同順位を持つ者を殺害し、あるいは殺害しようとした者
- 二 故意により直系尊属、被相続人とその配偶者に傷害を与え、死亡に至らしめた者
- 三 詐欺又は強迫により被相続人の相続に関する遺言、又は遺言の撤回を妨害した者
- 四 詐欺又は強迫により被相続人の相続に関する遺言をさせた者
- 五 被相続人の相続に関する遺言書を偽造・変造・破棄又は隠匿した者

(2005.3.31 改正)

第 3 節 相続の効力

第 1 款 一般的効力

(相続と包括的権利義務の承継)

第 1005 条 相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に関する包括的権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものはその限りでない。

(共同相続と財産の共有)

第 1006 条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有とする。

(共同相続人の権利義務承継)

第 1007 条 共同相続人は、各自の相続分に応じて、被相続人の権利義務を承継する。

(特別受益者の相続分)

第 1008 条 共同相続人中に、被相続人から財産の贈与又は遺贈を受けた者がある場合に、その受贈財産が自己の相続分に達することができないときは、その不足する部分の限度において相続分がある。

(寄与分)

第 1008 条の 2 共同相続人の中に、相当な期間、同居・看護その他の方法によって被相続人を特に扶養し、又は被相続人の財産の維持や増加に特に寄与した者がいる場合、相続開始当時の被相続人の財産価額から共同相続人の協議によって定められたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第 1009 条及び第 1010 条によって算定された相続分に寄与分を加算した額をもってその者の相続分とする。

② 第 1 項の協議が不調又は協議をすることができない場合には、家庭裁判所は、第 1 項に規定された寄与者の請求によって、寄与の時期、方法及び程度並びに相続財産の額その他の事情を参酌して寄与分を定める。

③ 寄与分は、相続開始時の被相続人の財産価額から、遺贈の価額を控除した額を超えることはできない。

④ 第 2 項の規定による請求は、第 1013 条第 2 項の規定による請求があった場合、又は第 1014 条に規定する場合に行うことかできる。

(1990.1.13 新設)

(2005.3.31 第 1 項改正)

(墳墓等の承継)

第 1008 条の 3 墳墓に属する一町歩以内の禁養林野並びに 600 坪以内の墓土である農地、族譜及び祭具の所有権は、祭祀を主宰する者がこれを承継する。

(1990.1.13 新設)

第 2 款 相続分

(法定相続分)

第 1009 条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は均分とする。

② 被相続人の配偶者の相続分は、直系卑属と共同で相続するときには、直系卑属の相続分の 5 割を加算し、直系尊属と共同で相続するときには、直系尊属の相続分の 5 割を加算する。

③ 削除

(1990.1.13 改正)

(代襲相続分)

第 1010 条 第 1001 条の規定により、死亡又は欠格となった者に代わり相続人となった者の相続分は、死亡又は欠格となった者の相続分による。

② 前項の場合に、死亡又は欠格となった者の直系卑属が数人あるときは、その相続分は、死亡又は欠格となった者の相続分の限度において第 1009 条の規定によって、これを定める。第 1003 条第 2 項の場合にも、また同様である。

(共同相続分の譲受)

第 1011 条 共同相続人中に、その相続分を第三者に譲渡したものがあるときは、他の共同相続人は、その価格と譲渡費用を償還して、その相続分を譲受けることができる。

② 前項の権利は、その事由を知った日から 3 箇月、その事由があった日から 1 年以内に行使

しなければならない。

第3款 相続財産の分割

(遺言による分割方法の指定、分割禁止)

第1012条 被相続人は、遺言で、相続財産の分割方法を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することかでき、相続開始の日から5年を超過しない期間内のその分割を禁止することができる。

(協議による分割)

第1013条 前条の場合のほか、共同相続人は、何時でも、その協議で、相続財産を分割することができる。

② 第269条の規定は、前項の相続財産の分割に準用する。

(分割後の被認知者等の請求権)

第1014条 相続開始後の認知又は裁判の確定により、共同相続人となった者が、相続財産の分割を請求する場合に、他の共同相続人が既に分割、その他の処分をしたときは、その相続分に相当した価格の支給を請求する権利がある。

(分割の遡及効)

第1015条 相続財産の分割は、相続の開始されたときにさかのぼって、その効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することができない。

(共同相続人の担保責任)

第1016条 共同相続人は、他の共同相続人が分割により取得した財産に対し、その相続分に応じて売渡人と同一の担保責任を負う。

(相続債務者の資力に対する担保責任)

第1017条 共同相続人は、他の相続人が分割により取得した債権に対し、分割当時の債務者の資力を担保とする。

② 弁済期に達しない債権、又は停止条件のある債権に対しては、弁済を請求することができるときの債務者の資力を担保する。

(無資力共同相続人の担保責任の分担)

第1018条 担保責任ある共同相続人中に償還の資力がない者がいるときは、その負担部分は、求償権者と資力ある他の共同相続人がその相続分に応じて分担する。ただし、求償権者の過失により償還を受けることのできないときは、他の共同相続人に分担を請求することができない。

第4節 相続の承認及び放棄

第1款 総則

(承認、放棄の期間)

第1019条 相続人は、相続開始のあったことを知った日から3箇月内に、単純承認若しくは限定承認、又は放棄をすることができる。ただし、その期間は、利害関係人又は検事の請求によって、家庭裁判所が、これを延長することができる。

② 相続人は、第1項の承認又は放棄をする前に、相続財産を調査することができる。

③ 第1項の規定に拘らず、相続人は相続債務が相続財産を超過する事実を重大な過失なしに第1項の期間内に知ることができずに単純承認(第1026条第1号及び第2号の規定によ

って単純承認したものとみなす場合を含む)をした場合にも、その事実を知った日から3箇月内に限定承認をすることができる。

(2002.1.14 第3項新設)

(制限能力者の承認・放棄の期間)

第1020条 相続人が制限能力者である場合には、第1019条第1項の期間は、その親権者又は後見人が、相続の開始を知った日から起算する。

(2011.3.7 改正)

(承認、放棄期間の計算に関する特則)

第1021条 相続人が承認又は放棄をしないで、第1019条第1項の期間内に死亡したときは、その相続人が自己の相続開始があったことを知った日から第1019条第1項の期間を起算する。

(相続財産の管理)

第1022条 相続人は、その固有財産に対することと同一な注意で、相続財産を管理しなければならない。ただし、単純承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

(相続財産保存に必要な処分)

第1023条 裁判所は、利害関係人、又は検事の請求によって、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

② 裁判所が財産管理人を選任した場合には、第24条乃至第26条の規定を準用する。

(承認、放棄の取消禁止)

第1024条 相続の承認又は放棄は、第1019条第1項の期間内にも、これを取り消すことができない。

② 前項の規定は、総則編の規定による取消に影響を及ぼさない。ただし、その取消権は、追認することができる日から3箇月、承認又は放棄をした日から1年内に行使しなければ、時効により消滅する。

第2款 単純承認

(単純承認の効果)

第1025条 相続人が単純承認をしたときは、制限なく被相続人の権利義務を承継する。

(法定単純承認)

第1026条 次の各号の事由がある場合には相続人が単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産に対する処分行為をしたとき

二 相続人が第1019条第1項の期間内に限定承認又は放棄をしなかったとき

三 相続人が、限定承認又は放棄をした後に相続財産を隠匿したとき、又は不正消費をしたとき、又は故意に財産目録に記入しなかったとき

(法定単純承認の例外)

第1027条 相続人が相続を放棄することにより、次順位相続人が相続を承認したときは、前条第3号の事由は、相続の承認とみなされない。

第3款 限定承認

(限定承認の効果)

第 1028 条 相続人は、相続により取得すべき財産の限度において、被相続人の債務と遺贈を弁済することを条件として、相続を承認することができる。

(共同相続人の限定承認)

第 1029 条 相続人が数人あるときは、各相続人はその相続分に応じ、取得すべき財産の限度において、その相続分に応ずる被相続人の債務と遺贈を弁済することを条件に相続を承認することができる。

(限定承認の方式)

第 1030 条 相続人が限定承認をするにおいては、第 1019 条第 1 項又は第 3 項の期間内に相続財産の目録を添付し、裁判所に限定承認の届出をしなければならない。

② 第 1019 条第 3 項の規定により限定承認をした場合、相続財産の中に既に処分した財産があるときは、その目録と価額を共に提出しなければならない。

(2005・3・31 改正)

(限定承認と財産上権利義務の不消滅)

第 1031 条 相続人が限定承認をしたときは、被相続人に対する相続人の財産上の権利義務は、消滅しない。

(債権者に対する公告、催告)

第 1032 条 限定承認者は限定承認をした日から 5 日以内に、一般相続債権者と受遺者に対し、限定承認の事実と一定の期間内にその債権、又は受贈を届出すべき旨を公告しなければならない。その期間は、2 箇月以上でなければならない。

② 第 88 条第 2 項、第 3 項及び第 89 条の規定は、前項の場合に準用する。

(催告期間中の弁済拒絶)

第 1033 条 限定承認者は、前条第 1 項の期間満了前には、相続債権の弁済を拒絶することができる。

(配当弁済)

第 1034 条 限定承認者は、第 1032 条第 1 項の期間満了後に、相続財産をもって、その期間内に届出をした債権者と限定承認者が知っていた債権者に対し、各債権額の比率で、弁済しなければならない。ただし、優先権ある債権者の権利を害することができない。

② 第 1019 条第 3 項の規定により限定承認をした場合においては、その相続人は相続財産の内残された相続財産と既に処分した財産の価額を合し、第 1 項の弁済をしなければならない。ただし、限定承認をする前の相続債権者又は遺贈を受けた者に対し弁済した価額は、既に処分した財産の価額から除外する。

(2005・3・31 改正)

(弁済期前の債務等の弁済)

第 1035 条 限定承認者は、弁済期に至らない債権に対しても、前条の規定により、弁済しなければならない。

② 条件ある債権又は存続期間の不確定な債権は、裁判所が選任した鑑定人の評価により、弁済しなければならない。

(受遺者への弁済)

第 1036 条 限定承認者は、前 2 条の規定によって、相続債権者に対する弁済を完了した後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

(相続財産の競売)

第 1037 条 前 3 条の規定による弁済をするために、相続財産の全部又は一部を売却する必要があるときは、民事執行法により競売しなければならない。

(2001・12・29 改正)

(不当弁済等による責任)

第 1038 条 限定承認者が、第 1032 条の規定による公告や催告を怠り、又は第 1033 条乃至第 1036 条の規定に違反し、ある相続債権者や遺贈を受けた者に弁済することにより、他の相続債権者や遺贈を受けた者に対し弁済できなくなった場合には、限定承認者はその損害を賠償しなければならない。第 1019 条第 3 項の規定により限定承認をした場合、その以前に相続債務が相続財産を超えることを知らなかったことに過失がある相続人が、相続債権者や遺贈を受けた者に弁済したときもまた、同じである。

② 第 1 項前段の場合において、弁済を受けられなかった相続債権者や遺贈を受けた者は、その事情を知らずながら弁済を受けた相続債権者や遺贈を受けた者に対し、求償権を行使することができる。第 1019 条第 3 項の規定により限定承認をした場合において、その以前に相続債務が相続財産を超えることを知らずながら弁済を受けた相続債権者や遺贈を受けた者がいるときもまた、同じである。

③ 第 766 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の場合において準用する。

(2005・3・31 改正)

(届出をしない債権者等)

第 1039 条 第 1032 条第 1 項の期間内に届出をしなかった相続債権者及び受遺者で限定承認者に知らなかった者は、相続財産の残余がある場合に限り、その弁済を受けることができる。ただし、相続財産に対し、特別担保権があるときは、この限りでない。

(共同相続財産とその管理人の選任)

第 1040 条 相続人が数人ある場合には、裁判所は、各相続人その他利害関係人の請求によって、共同相続人の中から、相続財産管理人を選任することができる。

② 裁判所が選任した管理人は、共同相続人を代表し、相続財産の管理と債務の弁済に関するすべての行為をする権利義務がある。

③ 第 1022 条、第 1032 条乃至前条の規定は、前項の管理人に準用する。ただし、第 1032 条の規定により公告をすべき 5 日の期間は、管理人がその選任を知った日から起算する。

第 4 款 放棄

(放棄の方式)

第 1041 条 相続人が相続を放棄するには第 1019 条第 1 項の期間内に、家庭裁判所に放棄の届出をしなければならない。

(放棄の遡及効)

第 1042 条 相続の放棄は、相続開始の時にさかのぼって、その効力を生ずる

(放棄した相続財産の帰属)

第 1043 条 相続人が数人ある場合に、ある相続人がその相続を放棄したときは、その相続分は、他の相続人の相続分の比率で、その相続人に帰属する。

(放棄した相続財産の管理継続義務)

第 1044 条 相続を放棄した者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産を管理することができるときまで、その財産の管理を継続しなければならない。

② 第 1022 条と第 1023 条の規定は、前項の財産管理に準用する。

第 5 節 財産の分離

(相続財産の分離請求権)

第 1045 条 相続債権者又は受遺者、又は相続人の債権者は、相続開始の日から 3 箇月内に、相続財産と相続人の固有財産の分離を、裁判所に、請求することができる。

② 相続人が相続の承認又は放棄をしない間は、前項の期間経過後にも、財産の分離を請求することができる。

(分離命令と債権者等に対する公告、催告)

第 1046 条 裁判所が前条の請求によって財産の分離を命じたときは、その請求者は、5 日以内に、一般相続債権者と受遺者に対し、財産分離の命令があった事実と一定の期間内に、その債権又は受贈を届け出すべき旨を公告しなければならない。その期間は、2 箇月以上でなければならない。

② 第 88 条第 2 項、第 3 項と第 89 条の規定は、前項の場合に準用する。

(分離後の相続財産の管理)

第 1047 条 裁判所が財産の分離を命じたときは、相続財産の管理に関し、必要な処分を命ずることかできる。

② 裁判所が財産管理人を選任した場合には、第 24 条乃至第 26 条の規定を準用する。

(分離後の相続人の管理義務)

第 1048 条 相続人が単純承認をした後にも、財産分離の命令があるときは、相続財産に対し、自己の固有財産と同一な注意で管理をしなければならない。

② 第 683 条乃至第 685 条及び第 688 条第 1 項、第 2 項の規定は、前項の財産管理に準用する。

(財産分離の対抗要件)

第 1049 条 財産の分離は、相続財産である不動産に関しては、これを登記しなければ、第三者に対抗することができない。

(財産分離と権利義務の不消滅)

第 1050 条 財産分離の命令があるときは、被相続人に対する相続人の財産上の権利義務は、消滅しない。

(弁済の拒絶と配当弁済)

第 1051 条 相続人は第 1045 条及び第 1046 条の期間満了前には、相続債権者及び受遺者に対し、弁済を拒絶することができる。

② 前項の期間満了後に、相続人は、相続財産をもって、財産分離の請求又はその期間内に届出をした相続債権者、受遺者と相続人が知っている相続債権者、受遺者に対し、各債権額又は受贈額の比率で弁済しなければならない。ただし、優先権ある債権者の権利を害することはできない。

③ 第 1035 条乃至第 1038 条の規定は、前項の場合に準用する。

(固有財産からの弁済)

第 1052 条 前条の規定による相続債権者と受遺者は、相続財産をもって、全額の弁済をうけることができない場合に限り、相続人の固有財産からその弁済を受けることができる。

② 前項の場合に、相続人の債権者は、その相続人の固有財産から優先弁済を受ける権利がある。

第 6 節 相続人の不存在

(相続人のない財産の管理人)

第 1053 条 相続人の存否が明らかでなかったときは、裁判所は、第 777 条の規定による被相続人の親族その他利害関係人又は検事の請求により相続財産管理人を選任して、遅滞なく、これを公告しなければならない。

② 第 24 条乃至第 26 条の規定は、前項の財産管理人に準用する。

(財産目録提示と状況報告)

第 1054 条 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、何時でも相続財産の目録を提示して、その状況を報告しなければならない。

(相続人の存在が明らかになった場合)

第 1055 条 管理人の任務は、その相続人が相続の承認をしたときに終了する。

② 前項の場合には、管理人は、遅滞なくその相続人に対して管理の計算をしなければならない。

(相続人のない財産の清算)

第 1056 条 第 1053 条第 1 項の公告のあった日から 3 箇月以内に相続人の存否を知ることができないときは、管理人は、遅滞なく一般相続債権者と受遺者に対し、一定した期間内に、その債権又は受贈を届け出すべき旨を公告しなければならない。その期間は、2 箇月以上でなければならない。

② 第 88 条第 2 項、第 3 項、第 89 条、第 1033 条乃至第 1039 条の規定は、前項の場合に準用する。

(相続人搜索の公告)

第 1057 条 第 1056 条第 1 項の期間が経過しても相続人の存否を知ることができない場合、裁判所は、管理人の請求により、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張するよう公告しなければならない。その期間は 1 年以上でなければならない。

(2005・3・31 改正)

(特別縁故者に対する分与)

第 1057 条の 2 第 1057 条の期間内に相続権を主張する者がいない場合、家庭裁判所は被相続人と生計を共にしていた者、被相続人の療養看護をしていた者、その他被相続人と特別な縁故があった者の請求により、相続財産の全部又は一部を分与することができる。

② 第 1 項の請求は、第 1057 条の期間の満了後、2 箇月以内にしなければならない。

(2005・3・31 法 7427 改正)

(相続財産の国家帰属)

第 1058 条 第 1057 条の 2 の規定によって分与されなかった場合、相続財産は国家に帰属する。

② 第 1055 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

(国家帰属財産に対する弁済請求の禁止)

第 1059 条 前条第 1 項の場合には、相続財産で弁済をうけることができなかった相続債権者又は受遺者があるときも、国家に対し、その弁済を請求することができない。

第 2 章 遺言

第 1 節 総則

(遺言の要式性)

第 1060 条 遺言は、本法の定める方式によらなければ効力を生じない。

(遺言適齢)

第 1061 条 満 17 歳に達しない者は、遺言をすることができない。

(制限能力者の遺言)

第 1062 条 遺言に関しては、第 5 条、第 10 条及び第 13 条を適用しない。

(2011.3.7 改正)

(被成年後見人の遺言能力)

第 1063 条 被成年後見人は、その意思能力を回復したときに限り、遺言をすることができる。

② 前項の場合には、医師が心身回復の状態を遺言書に附記して、署名捺印しなければならない。

(2011.3.7 改正)

(遺言と胎児、相続欠格者)

第 1064 条 第 1000 条第 3 項、第 1004 条の規定は、受遺者に準用する。

第 2 節 遺言の方式

(遺言の普通方式)

第 1065 条 遺言の方式は、自筆証書、録音、公正証書、秘密証書及び口授証書の 5 種とする。

(自筆証書による遺言)

第 1066 条 自筆証書による遺言は、遺言者がその全文と年月日、住所及び姓名を自書して捺印しなければならない。

② 前項の証書に文字の挿入、削除又は変更をするには、遺言者が、これを自書して捺印しなければならない。

(録音による遺言)

第 1067 条 録音による遺言は、遺言者が遺言の趣旨、その姓名と年月日を口述して、これに参加した証人が遺言が正確である旨とその姓名を口述しなければならない。

(公正証書による遺言)

第 1068 条 公正証書による遺言は、遺言者が証人二人が参加した公証人の面前で遺言の趣旨を口授して公証人がこれを筆記朗読し、遺言者と証人がその正確なことを承認した後、各自署名又は記名捺印しなければならない。

(秘密証書による遺言)

第 1069 条 秘密証書による遺言は、遺言者が筆者の姓名を記入した証書を厳封捺印して、こ

れを二人以上の証人の面前に提出し、自己の遺言書であることを表示した後、その封書表面に提出年月日を記載して、遺言者と証人が各自署名又は記名捺印しなければならない。

② 前項の方式による遺言封書は、その表面に記載された日から5日以内に、公証人又は裁判所書記に提出して、その封印上に確定日付印を受けねばならない。

(口授証書による遺言)

第1070条 口授証書による遺言は疾病その他急迫した事由により前4条の方式によることができない場合に、遺言者が二人以上の証人の参与で、その一人に遺言の趣旨を口授して、その口授を受けた者がこれを筆記朗読し、遺言者と証人がその正確なことを承認した後、各自署名又は記名捺印しなければならない。

② 前項の方式による遺言は、その証人又は利害関係人が急迫した事由の終了した日から7日以内に、裁判所に、その検認を申請しなければならない。

③ 第1063条第2項の規定は、口授証書による遺言に適用しない。

(秘密証書による遺言の転換)

第1071条 秘密証書による遺言がその方式に欠けるものがある場合に、その証書が自筆証書の方式に適合したときは、自筆証書による遺言とみなす。

(証人の欠格事由)

第1072条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、遺言に参加する証人となることができない。

一 未成年者

二 被成年後見人及び被限定後見者

三 遺言により利益を受けるべき者、その配偶者及び直系血族

② 公正証書による遺言には、「公証人法」による欠格者は、証人となることができない。

第3節 遺言の効力

(遺言の効力発生時期)

第1073条 遺言は、遺言者が死亡したときからその効力を生ずる。

② 遺言に停止条件がある場合に、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、その条件が成就したときから遺言の効力を生ずる。

(遺贈の承認、放棄)

第1074条 受遺者は遺言者の死亡後に、何時でも、遺贈を承認、又は放棄することができる。

② 前項の承認又は放棄は、遺言者の死亡した時にさかのぼってその効力がある。

(遺贈の承認、放棄の取消禁止)

第1075条 遺贈の承認又は放棄は、取り消すことができない。

③ 第1024条第2項の規定は、遺贈の承認と放棄に準用する。

(受遺者の相続人の承認、放棄)

第1076条 受遺者が承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、相続分の限度において、承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者が遺言で他の意思を表示したときは、その意思による。

(遺贈義務者の催告権)

第1077条 遺贈義務者又は利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に承認又は放棄を

確答すべき旨を受遺者又はその相続人に催告することができる。

② 前項の期間内に、受遺者又は相続人が遺贈義務者に対して催告に対する確答をしないときは、遺贈を承認したものとみなす。

(包括的受遺者の権利義務)

第 1078 条 包括的受遺者は、相続人と同一の権利義務がある。

(受遺者の果実取得権)

第 1079 条 受遺者は、遺贈の履行を請求することができるときから、その目的物の果実を取得する。ただし、遺言者が遺言で他の意思を表示したときは、その意思による。

(果実收受費用の償還請求権)

第 1080 条 遺贈義務者が遺言者の死亡後に、その目的物の果実を收受するために、必要費を支出したときは、その果実の価格の限度において、果実を取得した受遺者に償還を請求することかできる。

(遺贈義務者の費用償還請求権)

第 1081 条 遺贈義務者が遺贈者の死亡後に、その目的物に対し、費用を支出したときは第 325 条の規定を準用する。

(不特定物遺贈義務者の担保責任)

第 1082 条 不特定物を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、その目的物に対し、売渡人と同じ担保責任がある。

③ 前項の場合に、目的物に、瑕疵があるときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物件で引渡さなければならない。

(遺贈の物上代位性)

第 1083 条 遺贈者が遺贈目的物の滅失、毀損又は占有の侵害によって、第三者に損害賠償を請求する権利があるときは、その権利を遺贈の目的としたものとみなす。

(債権の遺贈の物上代位性)

第 1084 条 債権を遺贈の目的とした場合に、遺言者がその弁済を受けた物件が相続財産中に在るときは、その物件を遺贈の目的としたものとみなす。

③ 前項の債権が金銭を目的とした場合には、その弁済を受けた債権額に相当した金銭が相続財産中にないときも、その金額を遺贈の目的としたものとみなす。

(第三者の権利の目的たる物件又は権利の遺贈)

第 1085 条 遺贈の目的たる物件又は権利が、遺言者の死亡当時に第三者の権利の目的である場合には、受遺者は、遺贈義務者に対しその第三者の権利を消滅せしめることを請求することができない。

(遺言者が他の意思表示をした場合)

第 1086 条 前 3 条の場合に、遺言者が遺言で他の意思を表示したときは、その意思による。

(相続財産に属しない権利の遺贈)

第 1087 条 遺言の目的たる権利が、遺言者の死亡当時に相続財産に属しないときは、遺言はその効力がない。ただし、遺言者が自己の死亡当時に、その目的物が相続財産に属しない場合にも、遺言の効力をあらしめる意思であるときは、遺贈義務者はその権利を取得し、受遺者に移転する義務がある。

② 前項ただし書の場合に、その権利を取得できないとき、又はその取得に過大な費用を要するときは、その価格で弁償することができる。

(負担ある遺贈と受遺者の責任)

第 1088 条 負担ある遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価格を超過しない限度において、負担した義務を履行する責任がある。

② 遺贈の目的の価格が限定承認又は財産分離により減少したときは、受遺者は、その減少した限度において、負担する義務を免かれる。

(遺贈効力発生前の受遺者の死亡)

第 1089 条 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

② 停止条件ある遺贈は、受遺者がその条件成就前に死亡したときは、その効力を生じない。

(遺贈の無効、失効の場合と目的財産の帰属)

第 1090 条 遺贈がその効力を生じないとき、又は受遺者がこれを放棄したときは、遺贈の目的たる財産は、相続人に帰属する。ただし、遺言者が遺言で他の意思を表示したときは、その意思による。

第 4 節 遺言の執行

(遺言証書、録音の検認)

第 1091 条 遺言の証書又は録音を保管した者、又はこれを発見した者は、遺言者の死亡後、遅滞なく、裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。

② 前項の規定は、公正証書又は、口授証書による遺言には、適用しない。

(遺言証書の開封)

第 1092 条 裁判所が封印された遺言証書を開封するときは、遺言者の相続人、その代理人、その他利害関係人の参与があらねばならない。

(遺言執行者の指定)

第 1093 条 遺言者は遺言で、遺言執行者を指定することができ、その指定を第三者に委託することができる。

(委託による遺言執行者の指定)

第 1094 条 前条の委託を受けた第三者は、その委託のあったことを知った後、遅滞なく遺言執行者を指定して相続人に通知しなければならない。その委託を辞退するときは、これを相続人に通知しなければならない。

② 相続人その他利害関係人は、相当な期間を定め、その期間内に遺言執行者を指定すべき旨を委託を受けた者に催告することができる。その期間内に、指定の通知を受けることができなかつたときは、その指定の委託を辞退したものとみなす。

(指定遺言執行者がいない場合)

第 1095 条 前 2 条の規定により、指定された遺言執行者がいないときは、相続人が遺言執行者となる。

(裁判所による遺言執行者の選任)

第 1096 条 遺言執行者がいないとき、又は死亡、欠格その他の事由によりなくなったときは、裁判所は、利害関係人の請求によって、遺言執行者を選任しなければならない。

② 裁判所が遺言執行者を選任した場合には、その任務に関し必要な処分を命ずることがで

きる。

(遺言執行者の承諾、辞退)

第 1097 条 指定による遺言執行者は、遺言者の死亡後、遅滞なく、これを承諾又は辞退すべき旨を相続人に通知しなければならない。

② 選任による遺言執行者は、選任の通知をうけた後、遅滞なくこれを承諾又は辞退すべき旨を裁判所に通知しなければならない。

③ 相続人その他利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に承諾するかどうかを確答すべき旨を指定、又は選任による遺言執行者に催告することができる。その期間内に催告に対する確答を受けることができなかったときは、遺言執行者が、その就任を承諾したものとみなす。

(遺言執行者の欠格事由)

第 1098 条 制限能力者と破産宣告を受けた者は、遺言執行者となることができない。

(遺言執行者の任務着手)

第 1099 条 遺言執行者がその就任を承諾したときは、遅滞なくその任務を履行しなければならない。

(財産目録作成)

第 1100 条 遺言が財産に関したものであるときは、指定又は選任による遺言執行者は、遅滞なく、その財産目録を作成して、相続人に交付しなければならない。

② 相続人の請求があるときは、前項の財産目録作成に相続人を立ち会わさなければならない。

(遺言執行者の権利義務)

第 1101 条 遺言執行者は、遺贈の目的である財産の管理その他遺言の執行に必要な行為をする権利義務を有する。

(共同遺言執行)

第 1102 条 遺言執行者が数人ある場合には、任務の執行は、その過半数の賛成でもって決定する。ただし、保存行為は各自がこれを行うことができる。

(遺言執行者の地位)

第 1103 条 指定又は選任による遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

② 第 681 条乃至第 685 条、第 687 条、第 691 条及び第 692 条の規定は、遺言執行者に準用する。

(遺言執行者の報酬)

第 1104 条 遺言者が遺言でその執行者の報酬を定めない場合には、裁判所は、相続財産の状況その他の事情を参酌し、指定又は選任による遺言執行者の報酬を定めることができる。

② 遺言執行者が報酬を受ける場合には、第 686 条第 2 項、第 3 項の規定を準用する。

(遺言執行者の辞退)

第 1105 条 指定又は選任による遺言執行者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、その任務を辞退することができる。

(遺言執行者の解任)

第 1106 条 指定又は選任による遺言執行者にその任務を怠り、又は適当でない事由がある

ときは、裁判所は、相続人その他利害関係人の請求によって遺言執行者を解任することができる。

(遺言執行の費用)

第 1107 条 遺言の執行に関する費用は、相続財産中からこれを支給する。

第 5 節 遺言の撤回

(遺言の撤回)

第 1108 条 遺言者は、何時でも、遺言又は生前行為をもって遺言の全部又は一部を撤回することができる。

② 遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。

(遺言の抵触)

第 1109 条 前後の遺言が抵触し、又は遺言後の生前行為が遺言と抵触する場合は、その抵触した部分の前遺言は、これを撤回したものとみなす。

(破毀による遺言の撤回)

第 1110 条 遺言者が故意に遺言証書又は遺贈の目的物を破毀したときは、その破毀した部分に関する遺言は、これを撤回したものとみなす。

(負担ある遺言の取消)

第 1111 条 負担附遺贈を受けた者がその負担義務を履行しないときは、相続人又は遺言執行者は、相当な期間を定めて履行すべき旨を催告し、その期間内に履行しないときは、裁判所に遺言の取消を請求することができる。ただし、第三者の利益を害することはできない。

第 3 章 遺留分

(遺留分の権利者と遺留分)

第 1112 条 相続人の遺留分は次の各号による。

- 一 被相続人の直系卑属は、その法定相続分の 2 分の 1
- 二 被相続人の配偶者は、その法定相続分の 2 分の 1
- 三 被相続人の直系尊属は、その法定相続分の 3 分の 1
- 四 被相続人の兄弟姉妹は、その法定相続分の 3 分の 1

(遺留分の算定)

第 1113 条 遺留分は被相続人の相続開始時において所有する財産の価額に贈与財産の価額を加算し、債務の全額を控除し、これを算定する。

② 条件付の権利又は存続期間が不確定な権利は家庭裁判所が選任した鑑定人の評価によってその価格を定める。

(算入された贈与)

第 1114 条 贈与は相続開始前の 1 年間に行ったものに限り、第 1113 条の規定によってその価額を算定する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときには、1 年前にしたものも同じとする。

(遺留分の保全)

第 1115 条 遺留分権利者が被相続人の第 1114 条に規定された贈与及び遺贈により、その遺留分に不足が生じたときには、不足した限度でその財産の返還を請求することができる。

② 第 1 項の場合に贈与及び遺贈を受けた者が数人であるときには各人が得た遺贈価額の比例で返還しなければならない。

(返還の順序)

第 1116 条 贈与に対しては遺贈の返還を受けた後でなければこれを請求することができない。

(消滅時効)

第 1117 条 返還の請求権は遺留分権利者が相続の開始と返還しなければならない贈与又は遺贈をした事実を知ったときから 1 年以内にしなければ時効により消滅する。相続を開始したときから 10 年を経過したときも同じとする。

(準用規定)

第 1118 条 第 1001 条、第 1008 条、第 1010 条の規定は遺留分にこれを準用する。